

第5次 幸手市男女共同参画プラン

令和3年度 ~ 令和8年度

令和3年3月

幸手市

はじめに

本市は、男女がともに自立し、市民一人ひとりが個性豊かに輝き、お互いに認め合い、支え合う男女共同参画社会の実現をめざし、平成6年に「さって女性プラン」を策定し、総合的、計画的に男女共同参画施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、性別における固定的な役割分担意識やそれに基づく社会習慣、男女間の様々な暴力など、家庭、職場、地域などあらゆる場面において、解決しなければならない課題は依然として根強く残っています。

さらに、少子高齢化の進行、人口の減少、社会情勢の変化などにより新たな課題も生じてきています。

こうした背景を踏まえ、これまでの取り組みの成果を評価するとともに、様々な課題に的確に対応するため、新たに「第5次幸手市男女共同参画プラン」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、社会環境の変化等に対応するため、前計画の成果を踏まえつつ、本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市の推進計画として位置付けました。

男女共同参画社会の実現には、市の取り組みはもとより、市民の皆様や事業者等の方々との連携・協力が必要です。皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、プラン策定にあたり、熱心にご審議いただきました幸手市男女共同参画推進協議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査などを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、計画策定にご協力いただきました関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

幸手市長

木村 純夫



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	プラン改定の趣旨	2
2	プラン策定の背景	2
3	計画の位置付け	6
4	計画の期間	6

第2章 幸手市の現状

1	統計からみる幸手市の現状	8
2	アンケート結果からみる幸手市の現状	13

第3章 プランの基本的な考え方

1	基本理念	20
2	将来像	21
3	基本目標	21
4	施策の体系	22
5	重点施策	23

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ	推進活動の充実と市民活動の支援	26
施策の柱1	男女共同参画のための意識改革	28
施策の柱2	男女共同参画についての教育・学習の充実	30
施策の柱3	男性の家庭生活への参画	31
基本目標Ⅱ	男女共同参画社会形成への意識づくり	32
施策の柱4	地域社会における男女共同参画の促進	34
施策の柱5	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	35
施策の柱6	職業生活と家庭生活の両立支援	36
施策の柱7	男女が取り組む子育て支援	37
基本目標Ⅲ	男女が共に社会参加できる環境づくり	39
施策の柱8	女性の就労を支える環境整備	41
施策の柱9	多様化する就労形態への支援	42
施策の柱10	政策方針の立案及び決定への参画	44
施策の柱11	誰もが心安らぎ住み続けられるまち	47
基本目標Ⅳ	セクハラ・DV対策（配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり）	49
施策の柱12	配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援	51

第5章 プランの推進

1	市、市民、事業者の責務	56
2	施策の推進	57



第1章

計画の策定にあたって



1 プラン改定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、1994年（平成6年）策定の「さって女性プラン」から、第4次となる2015年（平成27年）策定の「第4次幸手市男女共同参画プラン」を経て、長年に及ぶ男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかしながら、様々な分野で性別における固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会習慣は依然として根強く、配偶者からの暴力の問題など、性にに基づく被害や差別もいまだ存在しています。

また、国においては、2015年（平成27年）8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

こうした中、本市では、現行プランの計画期間の終了にあたり、これまでの成果を踏まえ、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するためプランの見直しを行い、新たな計画として「第5次幸手市男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 プラン策定の背景

(1) 世界の動き

1946年（昭和21年）国連に「婦人の地位向上委員会」が発足し、1967年（昭和42年）「婦人に対する差別撤廃宣言」を採択しました。

さらに、1972年（昭和47年）国連総会で1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定めることとし、それを契機にメキシコシティで第1回「世界女性会議」が開かれ、各国のとるべき方向を示すガイドライン「世界行動計画」が採択されました。そして、これに続く10年間、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までを「国連婦人の10年」と宣言し、女性の地位向上に向けた様々な活動が世界的に展開されました。

「国連婦人の10年」の中間年となる、1980年（昭和55年）には、第2回世界女性会議がデンマークのコペンハーゲンで開催され、ここで「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、我が国もこれに署名しました。

また、1981年（昭和56年）に、ILOにおいては「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」（第156号条約）及び同勧告が採択されています。「国連婦人の10年」の最終年になる、1985年（昭和60年）には、第3回世界女性会議がケニアのナイロビで開催され、今後の指針となる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

そして、1990年（平成2年）にこの実施ペースを早めるため国連経済社会理事会で、「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択されています。

1995年（平成7年）に第4回世界女性会議（北京）が開催され「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。また、2000年（平成12年）国連特別総会（ニューヨーク）として「女性2000年会議、21世紀に向けての男女の平等・開発・平和」が開催され、「北京宣言」、「行動綱領」並びに「ナイロビ将来戦略」の実施を再確認する「政治宣言」と、その実施状況の評価と今後の具体策を盛り込んだ「成果文書」が採択されました。

さらに、北京会議の開催から10年が経った2005年（平成17年）、ニューヨークの国連本部において165か国の政府代表約1,800人とNGO約6,000人の人々が出席し、「北京+10」と銘打った会議が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の再確認と各国政府に更なる行動を求める「政治宣言」が採択されました。

2009年（平成21年）にはニューヨークにおいて「女子差別撤廃委員会」が行われ、我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議が行われました。その翌年、ニューヨークで「国連『北京+15』世界閣僚級会合」が開催され、「北京宣言」、「行動綱領」並びに「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況を協議され、これらの内容を再確認し、実施に向けた国連やNGOなどの貢献強化などの宣言が採択されました。

近年では、2010年（平成22年）7月の国連総会決議において、男女平等と女性の地位向上の促進を目的として、ジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）が統合され、2011年（平成23年）1月に「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。

また、2012年（平成24年）には、第56回国連婦人の地位委員会がニューヨークの国連本部で開催され、東日本大震災から1年になるにあたり、自然災害と女性に関する様々な課題について、震災の経験や教訓を各国で共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組みを促進することを目指し、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議が採択されました。

2015年（平成27年）には、第4回世界女性会議（北京会議）から20年目を迎え、第59回国連婦人の地位委員会（通称：北京+20）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等が採択されました。

また、2020年（令和2年）3月に、第64回国連女性の地位委員会（通称：北京+25）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び北京行動綱領」の重要性を再認識するなど、「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

（2） 国・埼玉県取組み

日本における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、国際社会における取組みとも連動しながら進められてきました。

1979年（昭和54年）の国連総会で採択された女子差別撤廃条約を批准するために、男女雇用機会均等法の制定、国籍法及び戸籍法の一部改正など、法律、制度面での男女平等が図られ、1985年（昭和60年）には同条約を批准しました。

その後、男女共同参画推進本部（本部長・内閣総理大臣）及び男女共同参画審議会の設置を経て、1996年（平成8年）には男女共同参画社会の促進をめざす「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には男女共同参画社会基本法が制定され、翌2000年（平成12年）には、この法に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。さらに2005年（平成17年）には「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、その後、2010年（平成2

2年)にはそれまでの取組みを評価・総括した上で「第3次男女共同参画基本計画」が策定されるに至りました。

2001年(平成13年)には、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律「DV防止法」が制定され、2004年(平成16年)には被害者の自立支援明確化、2007年(平成19年)には、「DV防止法」の改正法が制定され、さらに2008年(平成20年)1月には、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた改正法が施行されました。

また、2007年(平成19年)12月のワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取組を進めていくため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき、2008年(平成20年)を「仕事と生活の調和元年」と位置づけました。

2015年(平成27年)には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」が制定され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられました。

また、同年、改めて女性の活躍推進を強調し、「男性中心型労働慣行等の変革」や「あらゆる分野における女性の参画の拡大」に向けて、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な取組みを進めるため、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

埼玉県では、1980年(昭和55年)に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、1986年(昭和61年)に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、1995年(平成7年)には、21世紀を展望した女性行政の第3次総合計画となる「2001彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

2000年(平成12年)には、全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として、埼玉県男女共同参画推進条例を制定し、この年10月には、条例に基づく男女共同参画に関する苦情処理機関を設置しました。

2002年(平成14年)には、第4次計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定、男女共同参画推進の総合的な拠点となる「埼玉県男女共同参画推進センター(W i t h Y o uさいたま)」を開設しました。

さらに、「DV防止法」の一部改正を受けて、2006年(平成18年)に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、2007年(平成19年)には、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の一部見直しを行いました。

平成20年(2008年)には、「埼玉県男女共同参画推進センター(W i t h Y o uさいたま)」に結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するための「埼玉県女性キャリアセンター」を開設。平成24年(2012年)には、働く場における女性の活躍を支援するため、「ウーマノミクス課」が設置されました。

平成29年(2017年)には、「女性活躍推進法」や国の「第4次男女共同参画基本計画」などを踏まえ、「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29~33年度)」が策定されました。

(3) 幸手市の取組み

本市においては、幸手市女性問題協議会設置条例が昭和61年9月に施行され昭和62年7月に「幸手市女性問題協議会」（現幸手市男女共同参画推進協議会）が発足しました。

そして、平成2年度から平成4年度まで、埼玉県モデル市町村補助金指定を受け、女性行動計画策定への契機となりました。平成6年3月に第1次の「さって女性プラン」を、平成13年度に「第2次幸手市男女共同参画プラン」を、平成21年度に「第3次幸手市男女共同参画プラン」を策定し、平成27年度に「第4次幸手市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、平成29年3月17日に、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指して「幸手市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。

このように、本市では、この男女共同参画プランを女性問題解決の行動指針としてきましたが、近年の経済・社会状況は多様な変化が生じています。そこで、「幸手市男女共同参画を推進する条例」第10条(行動計画の策定)に基づき、「幸手市男女共同参画プラン」の見直しを行い内容の改善を図ることとし、令和2年1月に、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、更に新たな課題に対応するため、国、県の動向を踏まえて「第5次幸手市男女共同参画プラン」策定しました。

「やりがい」「責任」のある仕事

「家庭」「育児」「介護」「地域」
「趣味」といった生活



- ・生産性の向上
- ・所定外労働の減少
- ・人件費の削減
- ・モチベーションUP



- ・プライベートの充実
- ・心身のリフレッシュ
- ・余裕のある育児・介護
- ・多様な働き方

相乗効果

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及びに基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画は、「幸手市男女共同参画を推進する条例」第10条第1項に基づいた男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的かつ計画的に実施するための「男女共同参画の推進に関する行動計画」です。
- (4) 本計画は、「第6次幸手市総合振興計画」の部門計画として、幸手市総合振興計画や他分野の関連計画との整合性を考慮した計画です。
- (5) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。
- (6) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- (7) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

4 計画の期間

この計画は、令和3年度を初年度として、令和8年度までの6年間とします。ただし、この間、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行います。

年度	令和	3	4	5	6	7	8
	西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第6次幸手市総合振興計画	前期基本計画 5年			後期基本計画 5年			
第5次幸手市男女共同参画プラン	→						



第2章

幸手市の現状



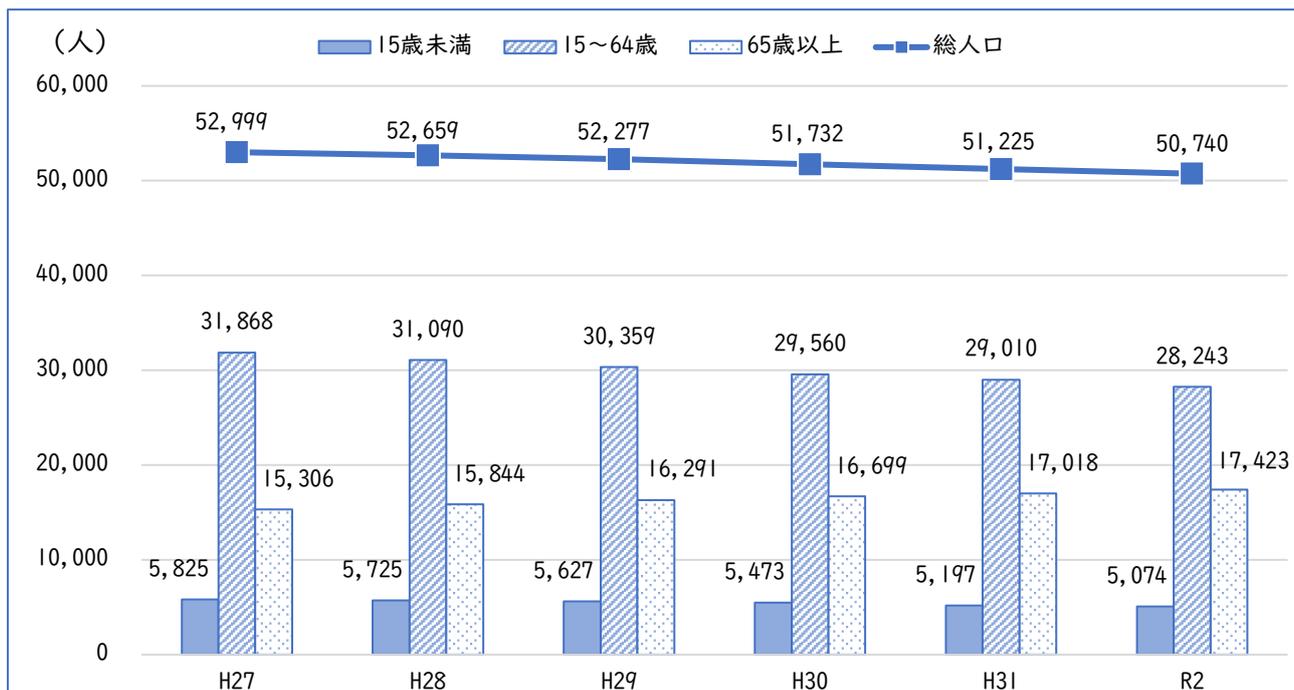
1 統計からみる幸手市の現状

(1) 人口推移

幸手市の総人口は、年々減少しています。

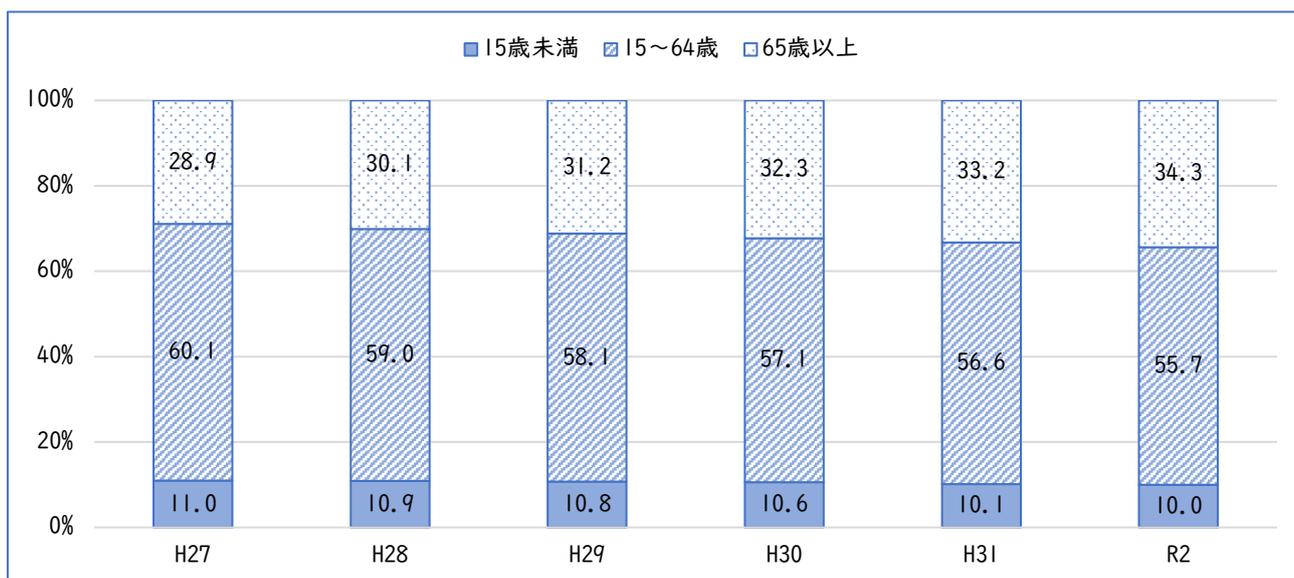
15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加していることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

■人口推移



資料：指定区別年齢別男女別人口調（各年4月1日現在）

■人口構成比



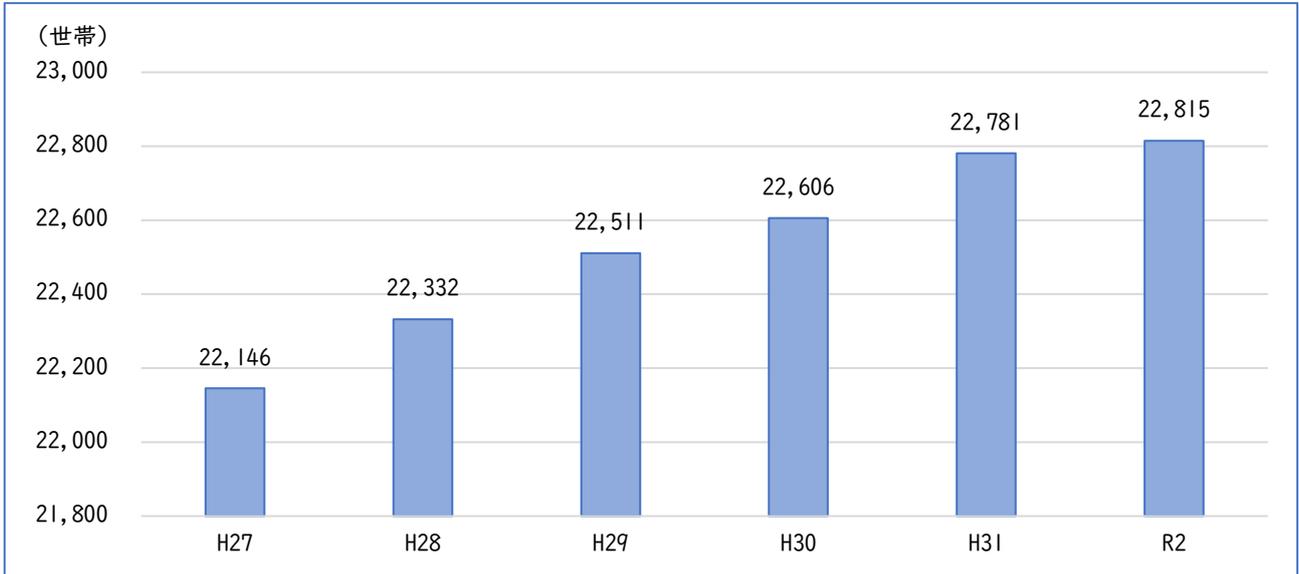
資料：指定区別年齢別男女別人口調（各年4月1日現在）

※小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(2) 世帯の状況

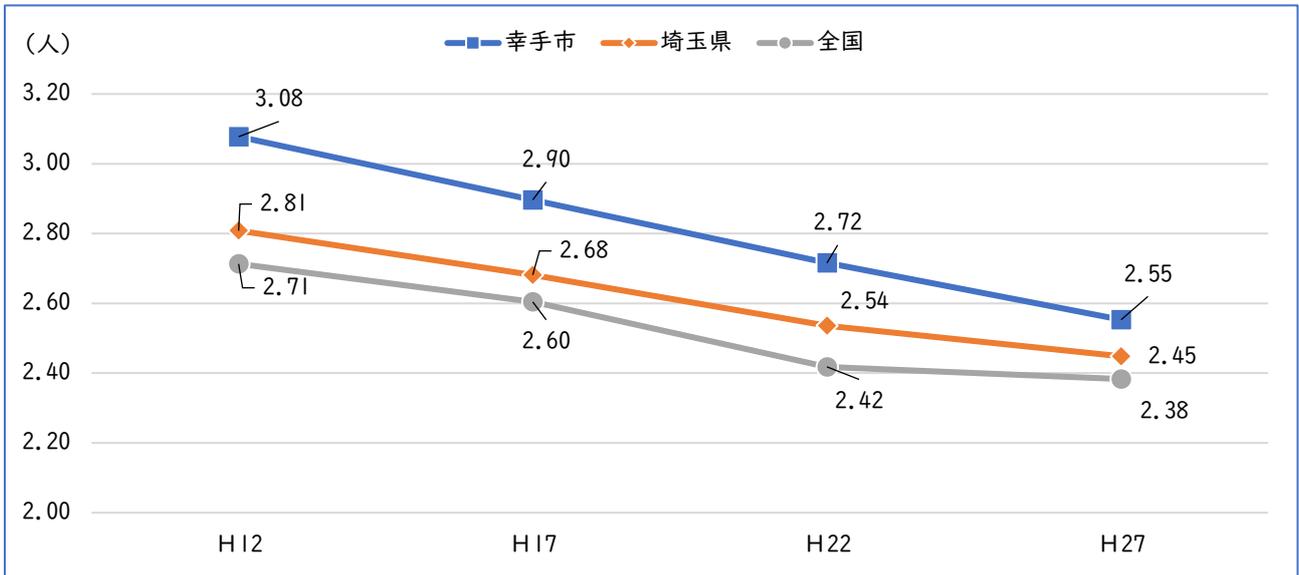
本市の世帯数は年々増加しており、一世帯あたりの人数は減少しています。

■ 世帯数の推移



資料：人口集計表（各年4月1日現在）

■ 1世帯あたりの人数



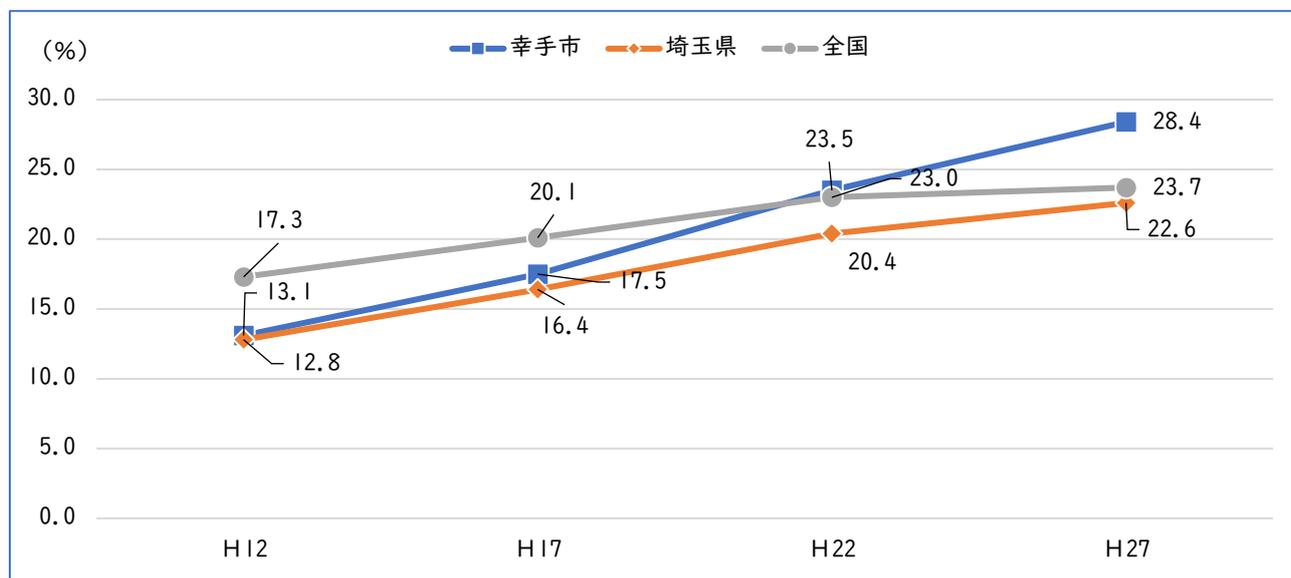
資料：国勢調査

(3) 少子高齢化の進行

① 高齢化率の推移

高齢化率は、国、県、本市とも、年々増加しています。

■ 高齢化率の推移



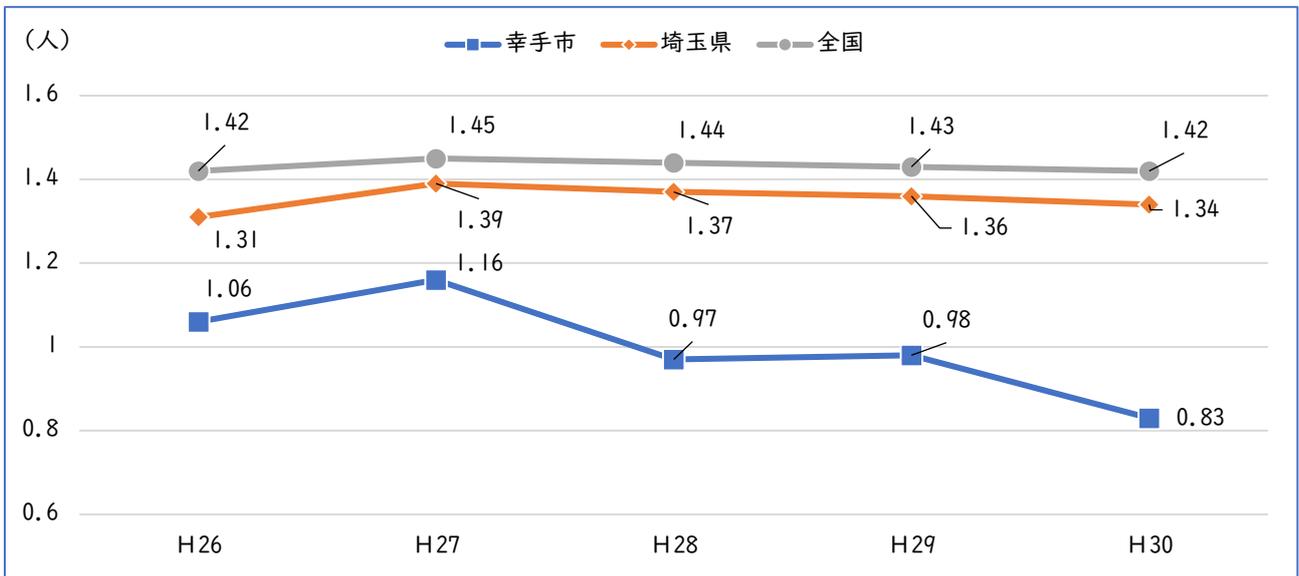
資料：国勢調査



②少子化の進行

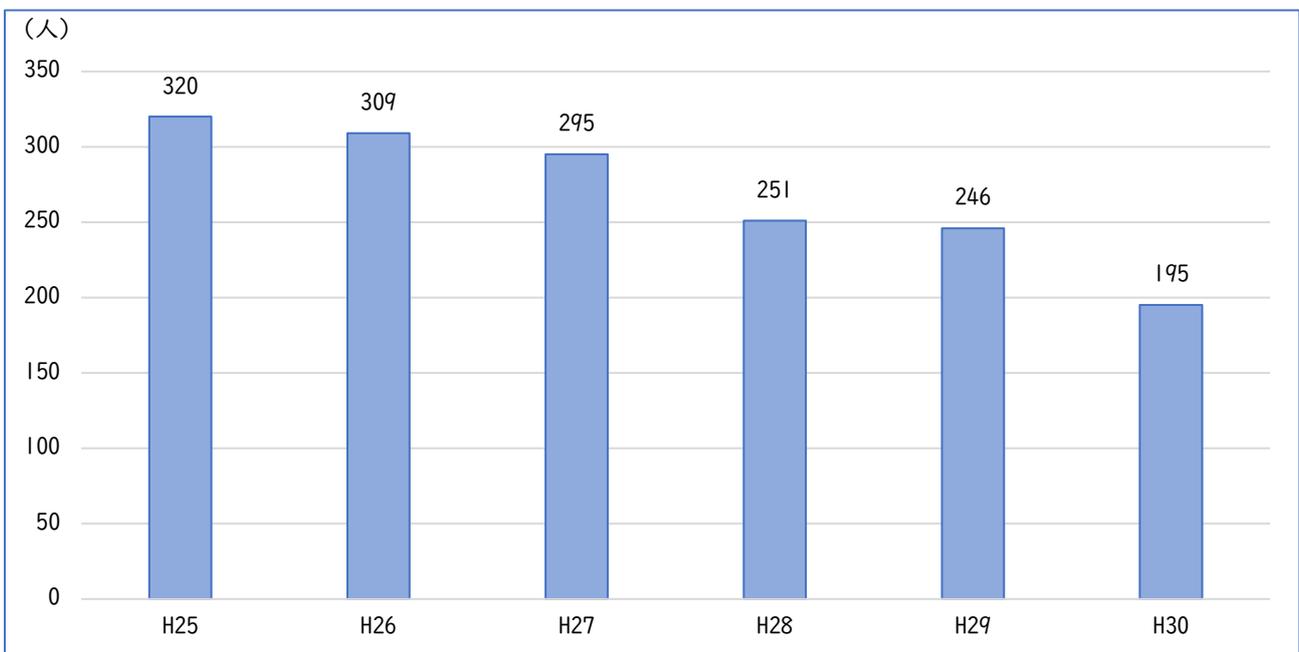
合計特殊出生率の推移をみると、本市は、国や埼玉県を下回っており、平成28（2016）年から3年連続で1.0未満となっています。また、出生数についても減少傾向にあります。

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県 合計特殊出生率の年次推移（保健所・市町村別）

■出生数の推移



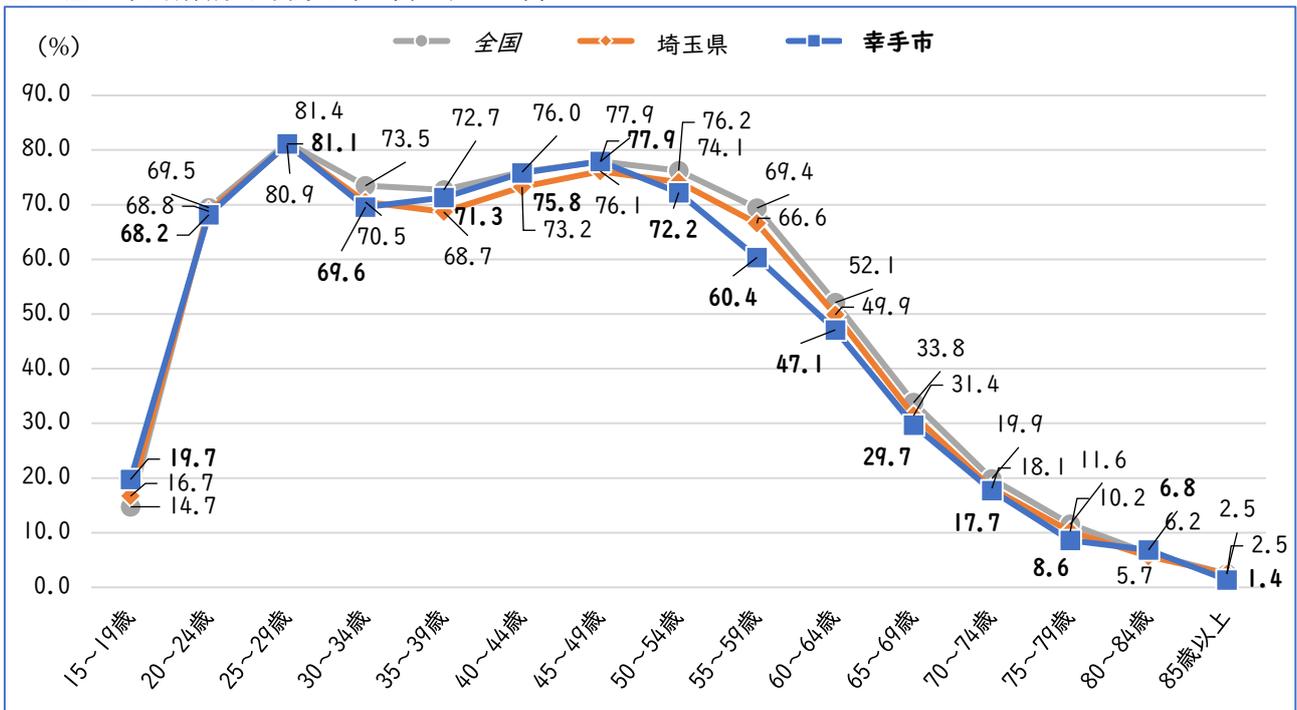
資料：埼玉県人口動態統計

(4) 就業に関する現状

①女性の年齢階級別労働力率

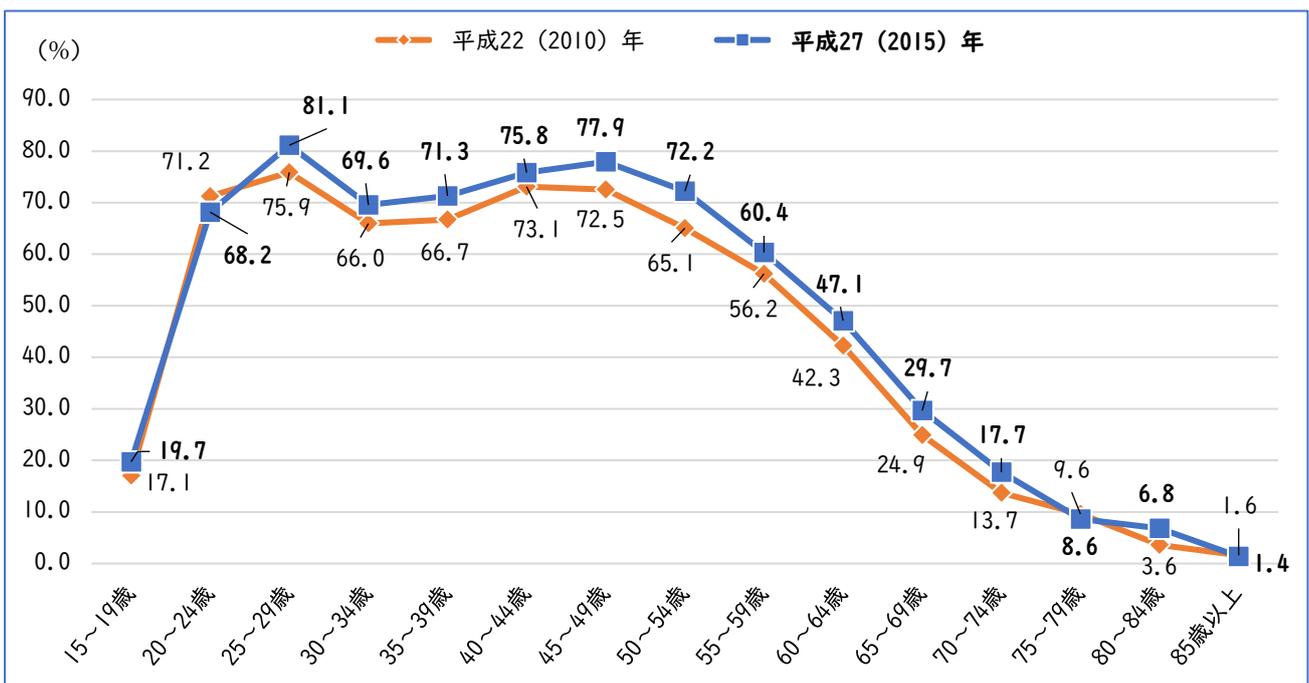
女性の年齢階級別労働力率は、全国的に30歳代で低下するM字カーブを描いており、本市においても同様の傾向がみられます。また、年齢階級別労働力率の推移をみると、平成22(2010)年と比較して、全体的に労働力率が上昇しています。

■女性の年齢階級別労働力率(平成27年)



資料：国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

2 アンケート結果からみる幸手市の現状

(1) 調査概要

「第4次幸手市男女共同参画プラン」が令和2（2020）年度に満了となり、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を計画期間とする、「第5次幸手市男女共同参画プラン」の策定にあたり、市民の考えや意見を把握し、計画に生かしていくために市民意識調査を実施しました。

調査対象	幸手市内在住の満18歳以上の市民 1,000人
抽出方法	住民基本台帳から男女それぞれ500人を無作為抽出
調査方法	郵送により調査票を配布・回収
調査期間	令和2年1月6日から令和2年1月20日まで
調査項目	1 回答者の属性 2 男女平等、男女共同参画に関する意識について 3 生活全般における男女平等、男女共同参画について 4 男女の就業・仕事について 5 ドメスティック・バイオレンス（配偶者・交際相手等からの暴力）について
有効回答者数	481人（女性：227人 男性：243人 性別無回答：11人）
有効回答率	48.1%（女性：45.4% 男性：48.6%）

※市民意識調査結果について

○調査結果の数値は原則として回答率（%）で表記しています。回答率（%）の母数は、その質問項目に該当する回答者の数であり、n=と表記しています。また、複数回答についても回答者の数としています。

○回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

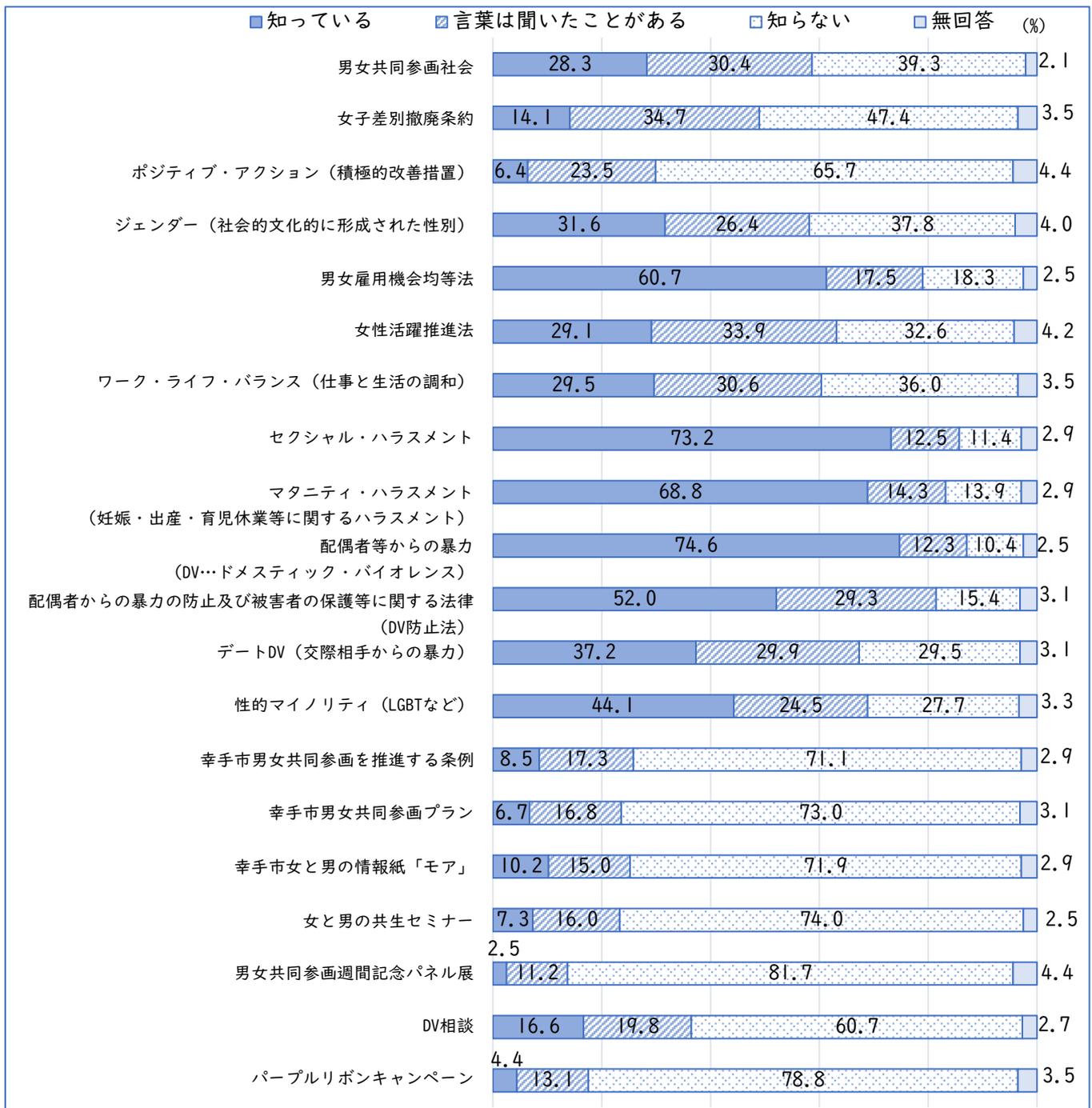
○回答方法が1つを選択するもので、複数回答してあるものは無効としています。

(2) 言葉や施策の認知度

男女共同参画に関する言葉や施策について、「配偶者等からの暴力（DV）」や「セクシャル・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」という言葉を知っている割合（知っている、言葉は聞いたことがあるの計）はいずれも80%を超えて高くなっています。次いで「男女雇用機会均等法」などについて知っている割合が高くなっています。なお、「男女共同参画社会」について知っている割合は58.7%で、認知度は約5割となっています。

■男女共同参画に関する言葉や施策の認知度 (n=481)

(あなたは、男女共同参画に関する言葉や幸手市が取り組んでいる施策をご存知ですか。)

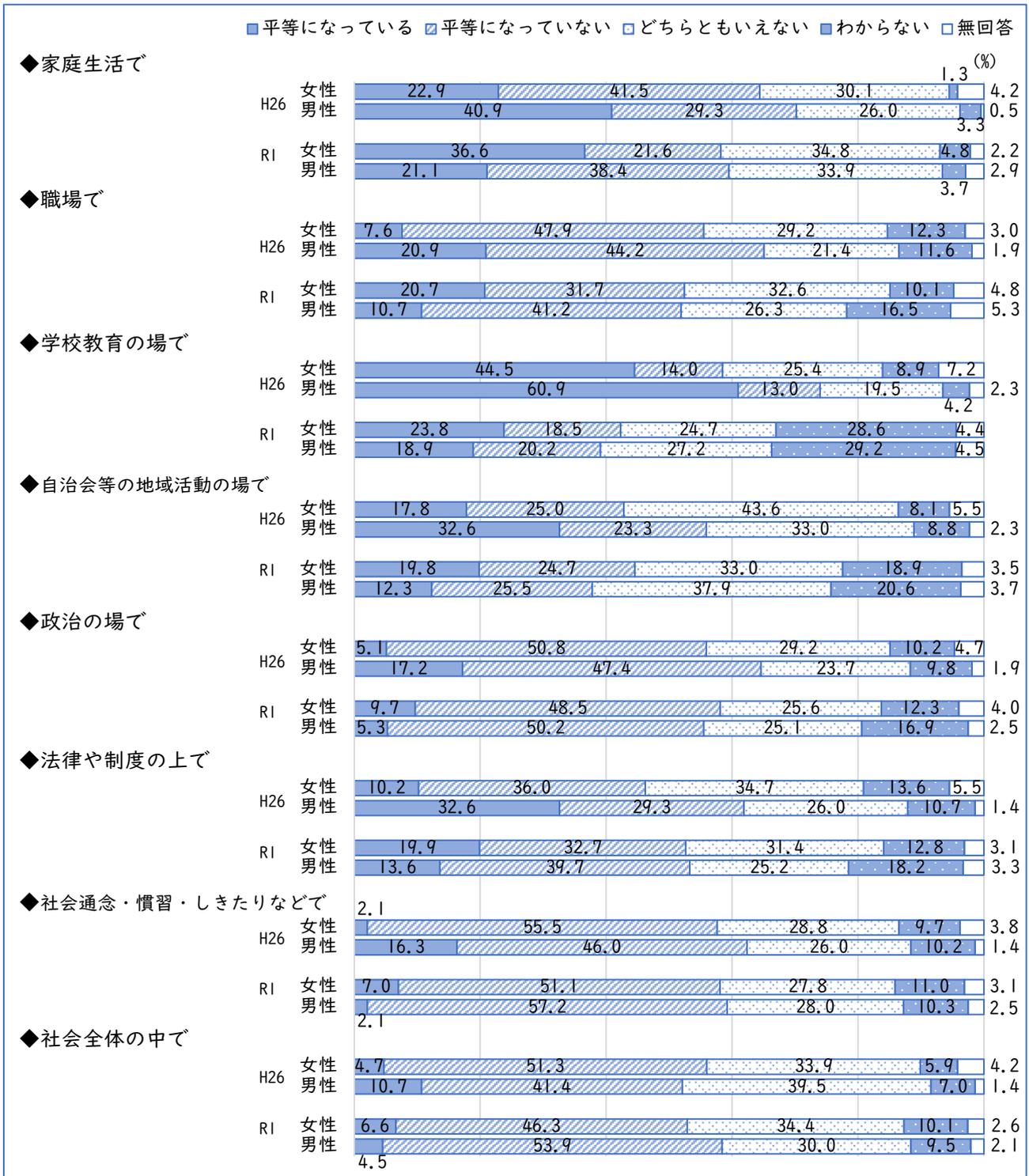


資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

(3) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、平成26年調査では、「学校教育の場で」の項目で「平等になっている」と回答した割合が最も高くなっているのに対し、令和元年調査では、「家庭生活上で」の項目で「平等になっている」と回答した割合が高くなっています。一方、「社会通念・慣習・しきたりなどで」、「社会全体の中で」の項目において「平等になっていない」の回答が占める割合が高くなっています。

■男女の地位の平等感 (H26 : n=463 RI : n=481)



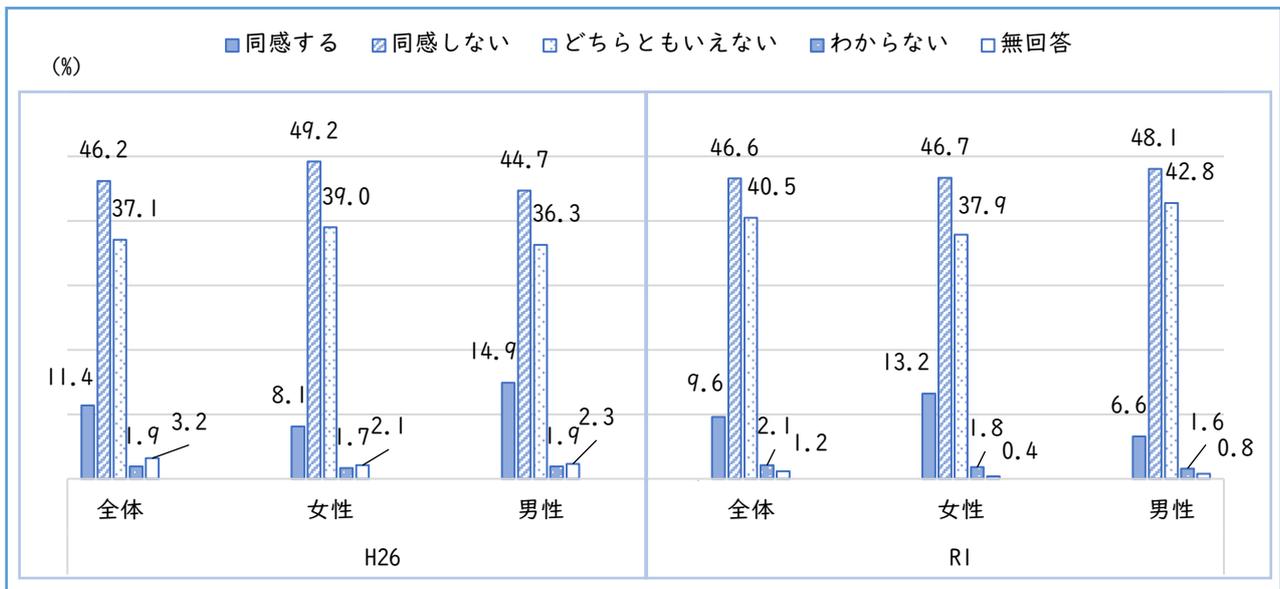
資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査 (H26、RI)

(4) 固定的役割分担意識

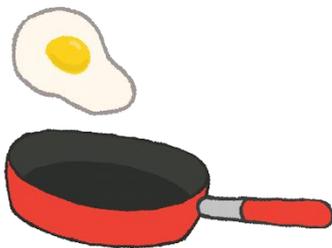
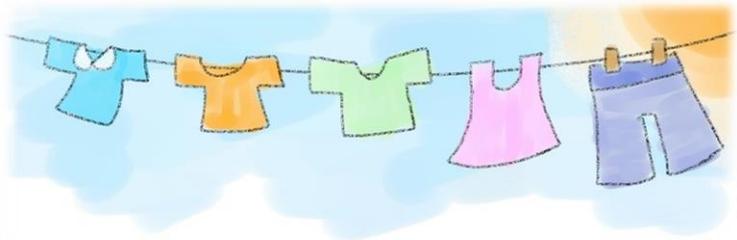
固定的性別役割分担意識について、「同感しない」という否定的な回答が46.6%で最も多く、平成26（2014）年の調査から、全体では0.4ポイント増加していますが、前回調査と比較してあまり変化はありません。

■ 固定的性別役割分担意識 (H26：n=463 RI：n=481)

(あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査（H26、RI）

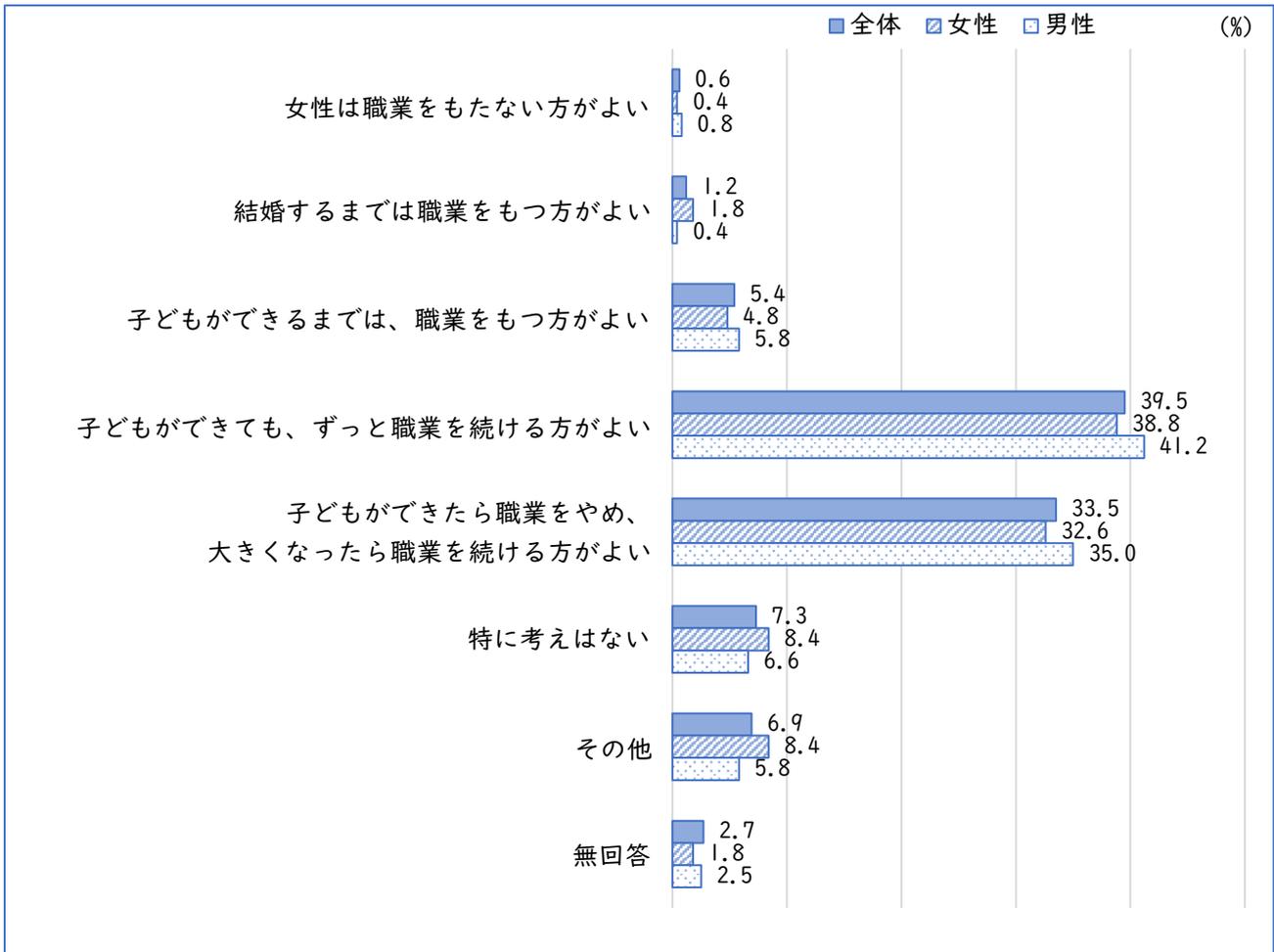


(5) 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」という回答割合が39.5%で最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら職業を続ける方がよい」という回答割合が33.5%となっています。このことから、結婚や出産をしても仕事を継続しようと考えている人や出産をしても数年後には再就職しようと考えている人が多いことがわかります。

■女性が職業をもつことについて (n=481)

(一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

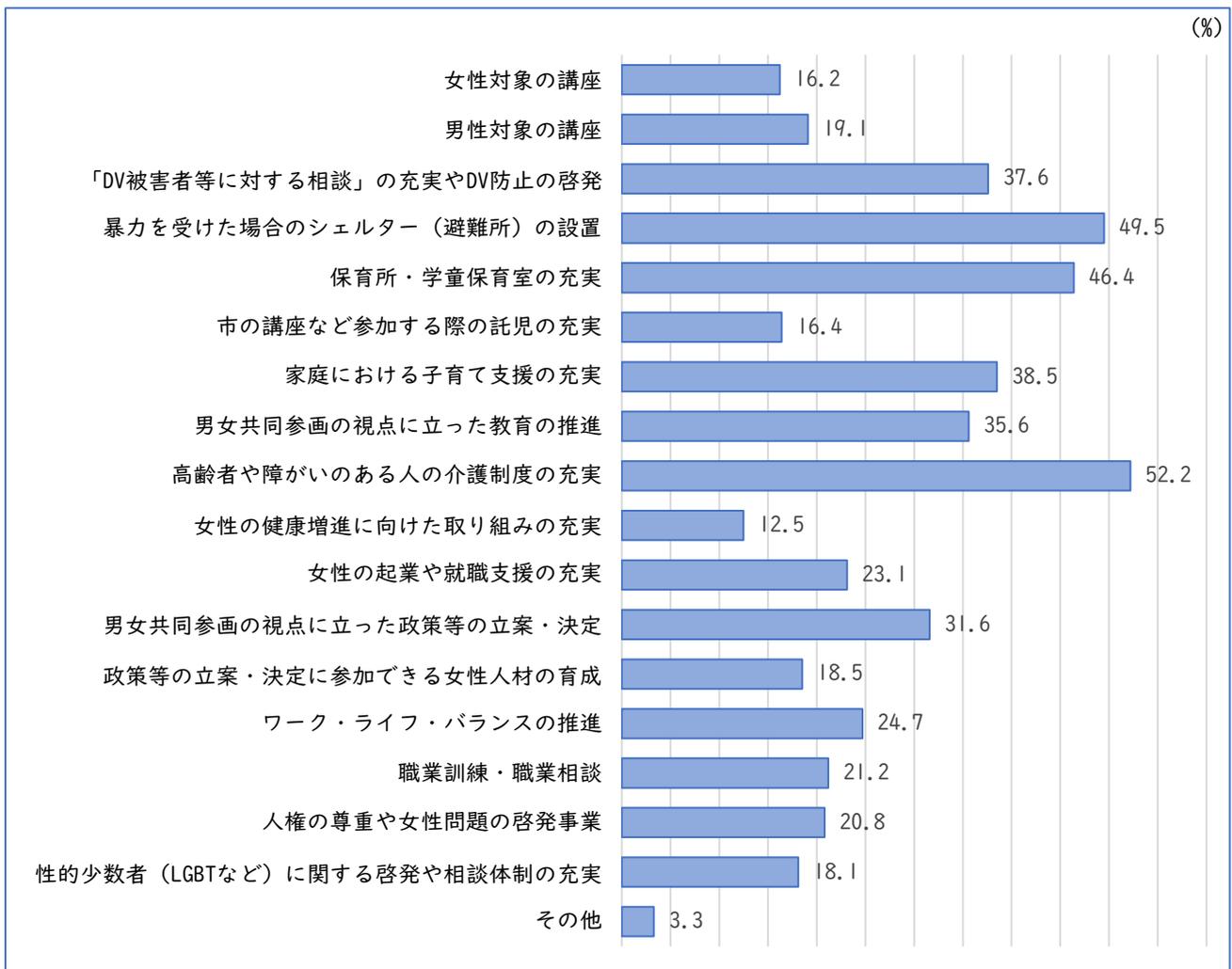
(6) 「男女共同参画社会」を実現するために

「男女共同参画社会」の実現のために必要な取組みについて、「高齢者や障がいのある人の介護制度の充実」が52.2%で最も高く、次いで「暴力を受けた場合のシェルター（避難所）の設置」が49.5%、「保育所・学童保育室の充実」が46.4%で高くなっています。

このことから、子育てや介護支援制度の充実やDV被害者に対する迅速な対応が求められていることがわかります。

■ 「男女共同参画社会」を実現するために必要な取組み (n=481)

(「男女共同参画社会」を実現していくために、幸手市では、どのようなことに力を入れたらよいと思いますか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査



第3章

プランの基本的な考え方



Ⅰ 基本理念

本市の現状について、少子高齢社会の進展、労働力人口の減少など私たちを取り巻く社会情勢が急速に変動していく中で、市におきましても、男女が互いに人権を尊重しあい、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざした取り組みが求められます。

また、性別による差別がなくそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女平等意識を持ち、互いを尊重することができるようになる環境づくりが必要です。

そのため、本市の現状、市民意識調査の結果、これまでの取り組み状況から出された課題などを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策事業を展開していくこととします。

全ての男女の人権が尊重され、個人としての能力を発揮して自主的に行動できる

基本理念(条例第3条より)

- 1 男女が個人としての尊厳を重んじられること。
- 2 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- 3 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- 4 セクシャル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別による暴力が根絶されること。
- 5 男女が家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。特に女性活躍の推進が図られること。
- 6 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- 7 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。
- 8 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- 9 国際社会における取組と密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

4 施策の体系

基本目標	施策の柱		施策の基本的方向	
I 推進活動の充実と 市民活動の支援	1	男女共同参画のための意識改革	(1)	人権の尊重
			(2)	普及啓発事業の推進
			(3)	広報活動の充実
	2	男女共同参画についての教育・ 学習の充実	(1)	男女共同参画の視点に立った学校教育
			(2)	誰もが参加しやすい生涯学習
	3	男性の家庭生活への参画	(1)	家庭生活・教育に関する学習機会の提供
(2)			子育てへの男性の参画促進	
II 男女共同参画社会形 成への意識づくり	4	地域社会における男女共同参画 の促進	(1)	地域社会における男女共同参画の促進
			(2)	国際理解を深めるための啓発促進
	5	男女共同参画の視点に立った 防災対策の推進	(1)	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
	6	職業生活と家庭生活の両立支援	(1)	働きながらの子育てに対する支援
			(2)	働きながらの介護に対する支援
	7	男女が取り組む子育て支援	(1)	幸手市子ども・子育て支援事業計画の推進
			(2)	生活的自立を促す子育て
(3)			家族ぐるみでできる地域活動の充実	
III 男女が共に社会参加 できる環境づくり	8	女性の就労を支える環境整備	(1)	就業の場における男女平等の推進
			(2)	県・ハローワーク・商工会等関連機関との連携
	9	多様化する就労形態への支援	(1)	女性の能力開化・権限付与の促進
			(2)	あらゆる年代層への就労支援
			(3)	自営業に関わる女性の就労についての支援
	10	政策方針の立案及び決定への参 画	(1)	審議会委員への男女共同参画
			(2)	庁内体制の整備
11	誰もが心安らぎ住み続けられる まち	(1)	生涯にわたる健康づくり	
		(2)	生活者の視点を生かしたまちづくり	
		(3)	自立した暮らしの支援	
IV セクハラ・DV対策 (配偶者等からの暴力 の根絶に向けた社会 づくり)	12	配偶者等に対する暴力の根絶と 被害者への支援	(1)	ハラスメント等への対応
			(2)	ドメスティック・バイオレンスに関する相談
			(3)	被害者支援体制の充実
			(4)	暴力の根絶に向けた啓発

5 重点施策

計画を推進するにあたり、本市の課題や市民意識調査結果を踏まえ、より重点的な取組みが必要であることから、次の6施策を本計画の重点施策とします。

基本目標Ⅰ 推進活動の充実と市民活動の支援

重点施策Ⅰ 男女共同参画のための意識改革

本市においては、性別による固定的な役割分担意識の解消を目指し、啓発を推進してきました。市民意識調査結果によると、性別役割分担意識に同感しない人は平成26（2014）年と比較して増加しています。引き続き、多様な媒体による情報提供や啓発活動を推進します。

- （1） 人権の尊重
- 施策の基本的方向 （2） 普及啓発事業の推進
- （3） 広報活動の充実

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会形成への意識づくり

重点施策Ⅱ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害時には、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進が重要視されており、防災分野における女性の参画を拡大する必要があります。男女のニーズの違いを把握し、災害発生時の対策の充実を図ります。

- 施策の基本的方向 （1） 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

重点施策Ⅲ 職業生活と家庭生活の両立支援

働き方が多様化する中で、安心して子育て・介護ができる社会の実現に向けて、社会全体で支援することが必要です。市民意識調査結果からも「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」についての回答割合が高く、本市では、仕事と家庭の両立ができるよう、関連計画に基づいた支援サービスの充実を図ります。

- 施策の基本的方向 （1） 働きながらの子育てに対する支援
- （2） 働きながらの介護に対する支援

基本目標Ⅲ 男女が共に社会参加できる環境づくり

重点施策4 女性の就労を支える環境整備

女性が活躍できる就業環境の整備には、職場環境の改善や意識改革が必要です。本市では、関連法の周知や事業所等への啓発活動を推進します。

- 施策の基本的方向
- (1) 就業の場における男女平等の推進
 - (2) 県・ハローワーク・商工会等関連機関との連携

重点施策5 多様化する就労形態への支援

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、多様な働き方を選択できるよう、関連法等の周知、学習機会・情報の提供、事業者・団体への支援を行います。

- 施策の基本的方向
- (1) 女性の能力開化・権限付与の促進
 - (2) あらゆる年代層への就労支援
 - (3) 自営業に関わる女性の就労についての支援

基本目標Ⅳ セクハラ・DV対策(配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり)

重点施策6 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

DVは、重大な人権侵害行為であり、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を推進するために重要な課題となります。本市では、相談体制の整備や自立支援の充実に向けて、被害者の事情に応じた適切な対応を行います。

- 施策の基本的方向
- (1) ハラスメント等への対応
 - (2) ドメスティック・バイオレンスに関する相談
 - (3) 被害者支援体制の充実
 - (4) 暴力の根絶に向けた啓発



第4章

施策の展開



基本目標Ⅰ 推進活動の充実と市民活動の支援

現状と課題

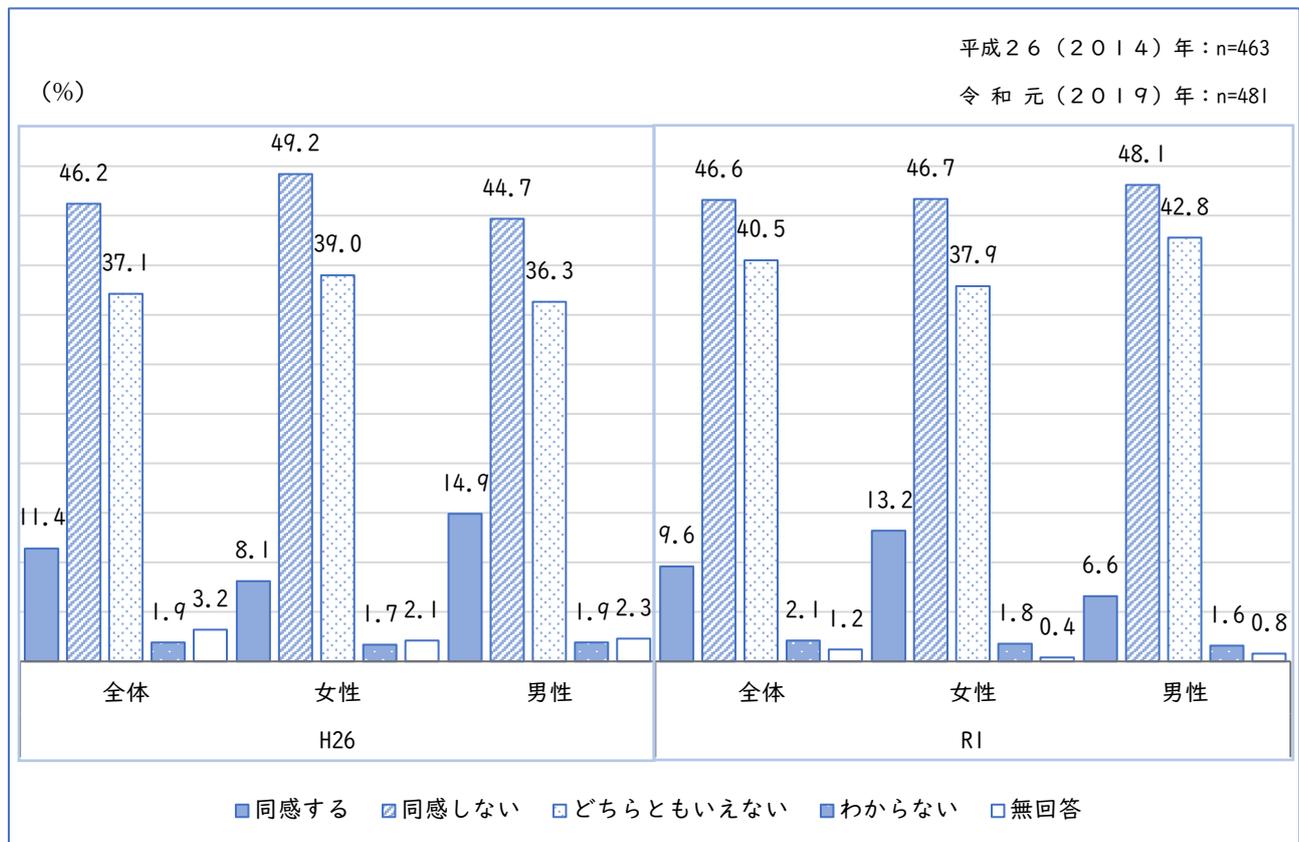
男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力を発揮することができるような生き方が尊重されなければなりません。

しかし、市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識は、全体的には以前に比べて低くなっているものの、男女の地位が「平等でない」と考える市民の割合は高く、特に「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体の中」などで、高くなっていることがわかりました。このような役割分担意識は、長い時間の中で形成されたものであり、すぐに改善されるものではありません。女性と男性が生涯にわたり健康な生活を営むためには、市民一人ひとりが多様性を理解し、人権尊重の重要性の認識を深めることができるよう、より一層市民への広報や啓発活動をしていくことが求められます。

地域における課題は、多様化・複雑化し、行政だけで解決できるものばかりではなくなっており、今後は身近な生活上の課題に対する市民の地域・社会活動の協力が必要不可欠となっています。

■性別役割分担意識

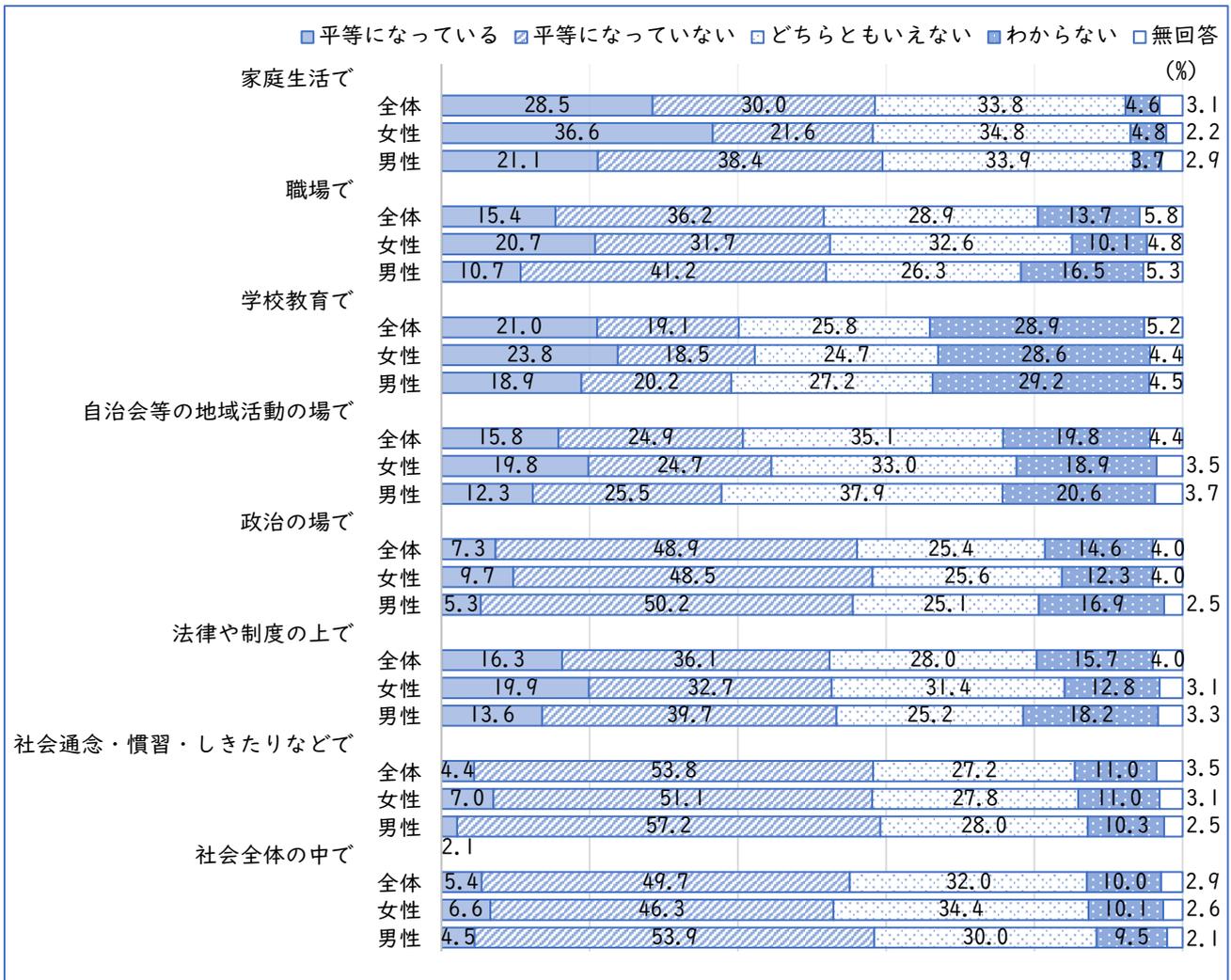
(あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

■男女の地位の平等感 (n=481)

(あなたは、男女の地位は平等になっていると思いますか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の柱Ⅰ 男女共同参画のための意識改革

施策の基本的方向（Ⅰ）人権の尊重

女性も男性も性別に関わりなく、自らの意思によりあらゆる分野において個性や能力を発揮し参画できる社会づくりを進めるためには、個人の人格が尊重されるとともに、誰もが差別を受けることなく平等に暮らせるようにする必要があります。

すべての人が互いに十分理解し合い、自己に対する尊厳を持ち、意識を高められるようにするため、積極的に啓発活動を行います。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①人権意識の高揚	1	幸手市人権教育推進協議会を開催する	社会教育課

施策の基本的方向（Ⅱ）普及啓発事業の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりの男女平等意識の醸成に取り組み、定着させるための啓発活動を積極的に展開することが求められます。

そのため、引き続き、男女平等意識の定着と男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画に関する講座や男女共同参画週間における啓発活動を推進します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①あらゆる機会を活用した啓発活動	2	市役所等の施設を利用した男女共同参画の啓発活動を実施する	人権推進課
②講演会等の充実	3	女と男の共生セミナーを開催し、人権尊重の視点にたった男女共同参画に関する意識啓発を図る	
	4	生涯学習の充実	社会教育課



施策の基本的方向（3）広報活動の充実

近年、情報化がますます進展し、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどのメディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。

本市では、引き続き、性別による固定的な役割分担意識や偏見の解消に向けて、多様な媒体による情報提供を推進します。

■ 幸手市女と男の情報紙「モア」

～男女共同参画社会の実現に向けて～

モア MORE

幸手市女と男の情報紙 第25号 2020

モア(MORE)とは、女と男がより豊かに、よりすばらしい男女共同参画社会実現への願いを込めて命名しました。

表紙の絵
桜のまちに暮らす市民一人ひとりが、やりがいのある仕事と充実した幸せな生活ができるようにと思い、表現しました。

特集
仕事と生活の調和
ワーク・ライフ・バランスの実現を

絵・デザイン 三澤 昭人 作

特集 仕事と生活の調和 ワーク・ライフ・バランスの実現を・・・ 23ページ
女と男の共生セミナー in 幸手中学校・・・ 4ページ
パープルリボンキャンペーン、知っていますか？デートDV・・・ 4ページ

令和元年度 女と男の共生セミナー in 幸手中学校

100の国が教えてくれた 人権、男女のあるべき姿

令和元年度「女と男の共生セミナー」を7月3日(水)に、幸手市立幸手中学校で、毎年実施されているふれあい講演会と合わせて開催しました。

今回の講師は、世界100を超える国と地域を旅してきた元中学校・高校教師の藤本正樹氏(通称ふじもん先生)です。この経験と今でも旅をし続けている体験をベースに、「グローバル時代に必要な本当の生き方・考え方」「世界の子どもの人権は守られているのか」「夢を持って挑戦することの素晴らしさ」など、生徒の心に響く講演でした。

講師 民族衣装の藤本正樹氏

生徒の感想
・この講演で一番印象に残ったことは、「人間はどんな生活をしていても同じ人間だ」ということです。人種差別や女性問題について考えたことがありませんでした。今回の講演で、多くのことを学ぶことができたので良かったです。(中3女子)
・人身売買が普通に行われていることに、とても驚きました。日本と他の国を比べることがあまりなかったため、他の国の状況を知ることができてよかったです。これからはもっとこのような人権のことを知っていききたいと思います。(中1男子)

パープルリボンキャンペーン
埼玉県では、「女性に対する暴力をなくす運動」を多くの人に啓発するため、県民の皆様からパープルリボンを作っていただき、タペストリーを完成させるというキャンペーンを実施しています。(埼玉県63市町村中、27市町が実施)

幸手市では、このキャンペーンの趣旨に賛同し、「女性に対する暴力をなくす運動」の取り組みとして、令和2年2月10日(月)～2月17日(月)まで実施しました。

※パープルリボンは、DVをはじめとする女性に対する暴力をなくそうという国際的なキャンペーンのシンボルです。

知っていますか？デートDV
DVは若者間でも起きています。交際相手との関係が辛くなったなら、自分の気持ちからなくなったら、信頼できる人に相談しましょう。

相談窓口
○埼玉県男女共同参画推進センター
☎048-600-3800 月～土 10時～20時30分
(12/29～1/3及び日・祝、第3木曜を除く)
インターネット相談(24時間受付)
<http://www.pref.saitama.lg.jp/witthy/>
○埼玉県婦人相談センター DV相談担当
☎048-863-6060 月～土 9時30分～20時30分
日・祝 9時30分～17時
(12/29～1/3を除く)
○幸手市役所人権推進課
☎0480-43-1111(内線162) 月～金 8時30分～17時15分
(12/29～1/3及び土日、祝日を除く)

※緊急な場合は、110番！警察署でも相談できます。

編集後記
昨年、10月25、26日に行われる予定だった「日本女性会議 2019 さの」は、台風19号による豪雨災害のため、直前に中止になりました。長期にわたり準備に関わってきた関係者の皆様の心境はいかばかりかと思うと同時に、多くの被災された方々に心痛みました。

今年度の「モア」は、昨年度に引き続き、地域の「多様な働き方改革」を実施している企業を訪問しました。いきいきと、楽しく働いていることは、それぞれの立場を尊重し、互いに思いやりをもって接していることが問われます。そこには、それだからではなく、人としてどう関わるかという視点があります。

誰もが生きやすい世の中をめざして、どう行動したらよいか、この「モア」が参考になれば幸いです。

2020年3月1日発行(年1回発行)第25号/幸手市総務部人権推進課発行 幸手市男女共同参画推進協議会編集
〒340-0192 幸手市東4-6-8 TEL.0480-43-1111 内線162 FAX.0480-44-0257

施策区分	施策No.	施策	担当課
①男女共同参画の視点に立った広報等の充実	5	ホームページや広報紙などの媒体を活用し、男女共同参画に関する情報提供を行う	人権推進課
	6	情報紙などの紙媒体を活用し、各年代の市民を対象に男女共同参画に関する情報提供を行う	

施策の柱2 男女共同参画についての教育・学習の充実

施策の基本的方向（1）男女共同参画の視点に立った学校教育

男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠です。学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であり、性別にかかわらず、一人一人の個性と能力を伸ばす教育を行います。

また、教職員が正しい知識を持って、次代を担う子どもたちの教育に当たることができるよう、研修を充実します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①男女共同参画の実現を目指す教育の推進	7	校内研修の充実	指導課
	8	「性に関する教育」の研修の充実	
②教育活動全体を通じた組織的な指導の推進	9	男女平等の視点からの教育活動の全体の見直し	
	10	年間指導計画への反映	
	11	男女混合名簿の継続	
	12	男女平等の視点に立った進路指導	
	13	進路指導に関する教職員研修の充実	

施策の基本的方向（2）誰もが参加しやすい生涯学習

主体的に進路を選択する能力・意識等を身につけるためには、生涯学習における学習機会の充実を図り、誰でもいつでも気軽に学習できる機会を持つことが必要です。そのため、本市では一時保育の推進や参加しやすい講座を充実し、多様な学習機会を提供します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
① 保育等の支援体制の充実	14	一時保育の推進	こども支援課
	15	保育付き講座の検討	関係課
② 参加しやすい講座の充実	16	男女がともに参加しやすい講座の充実	社会教育課 関係課

施策の柱3 男性の家庭生活への参画

施策の基本的方向（1）家庭生活・教育に関する学習機会の提供

男性の家庭生活への参画を進めていくためには、家族間のコミュニケーションをよく図り、家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす必要があります。そのため、男性が参加しやすい講座を開催し、男性の家事・育児・介護に関する学習機会を提供します。

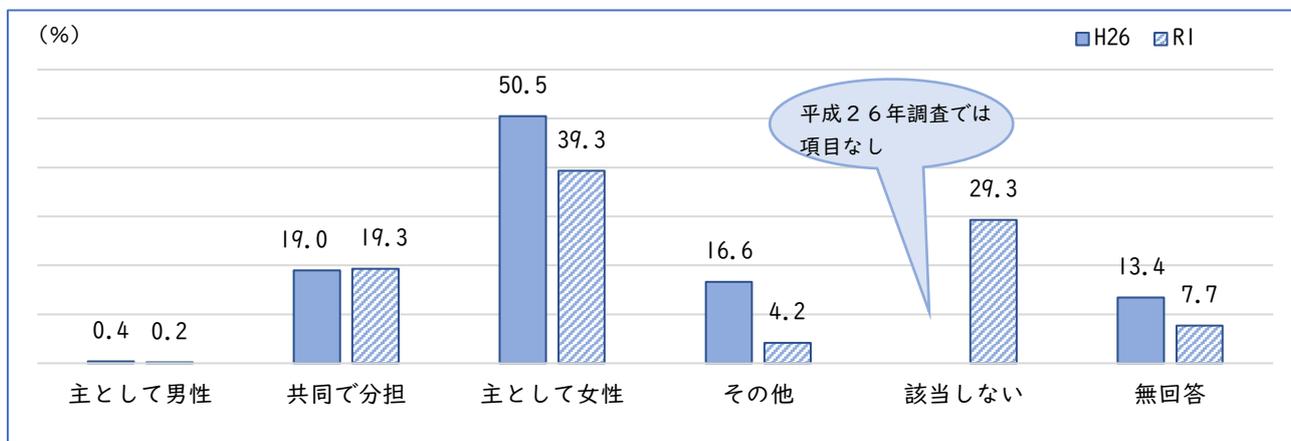
施策区分	施策No.	施策	担当課
①男性への家庭責任に対する意識啓発	17	社会教育施設で活動する自主グループの育成のため、必要に応じて助言等による支援を行う	社会教育課
②家庭で楽しみながら取り組める行事の充実	18	父と子で取り組むプログラムの検討	

施策の基本的方向（2）子育てへの男性の参画促進

市民意識調査の結果によると、子育てに関して、本市では女性が主体であることが分かります。平成26（2018）年調査時より女性主体ではないですが、まだまだ男性の子育てへの参画は十分とはいえません。引き続き、男性が子育てに参加しやすい環境づくりに向けて、保育所等の情報提供や啓発活動等に努めます。

■子育てに関する役割分担（H26：n=463 RI：n=481）

（あなたは、子育てについて、主に男性、女性のどちらが行っていますか。）



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査（H26、RI）

施策区分	施策No.	施策	担当課
① 男性の育児参画の促進	19	保育所（園）、児童館の情報を提供する	こども支援課
	20	保育所（園）、児童館の情報機能を活用し、男性の子育て参加の啓発を図る	
②両親学級等の充実	21	パパママ教室の拡充	健康増進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会形成への意識づくり

現状と課題

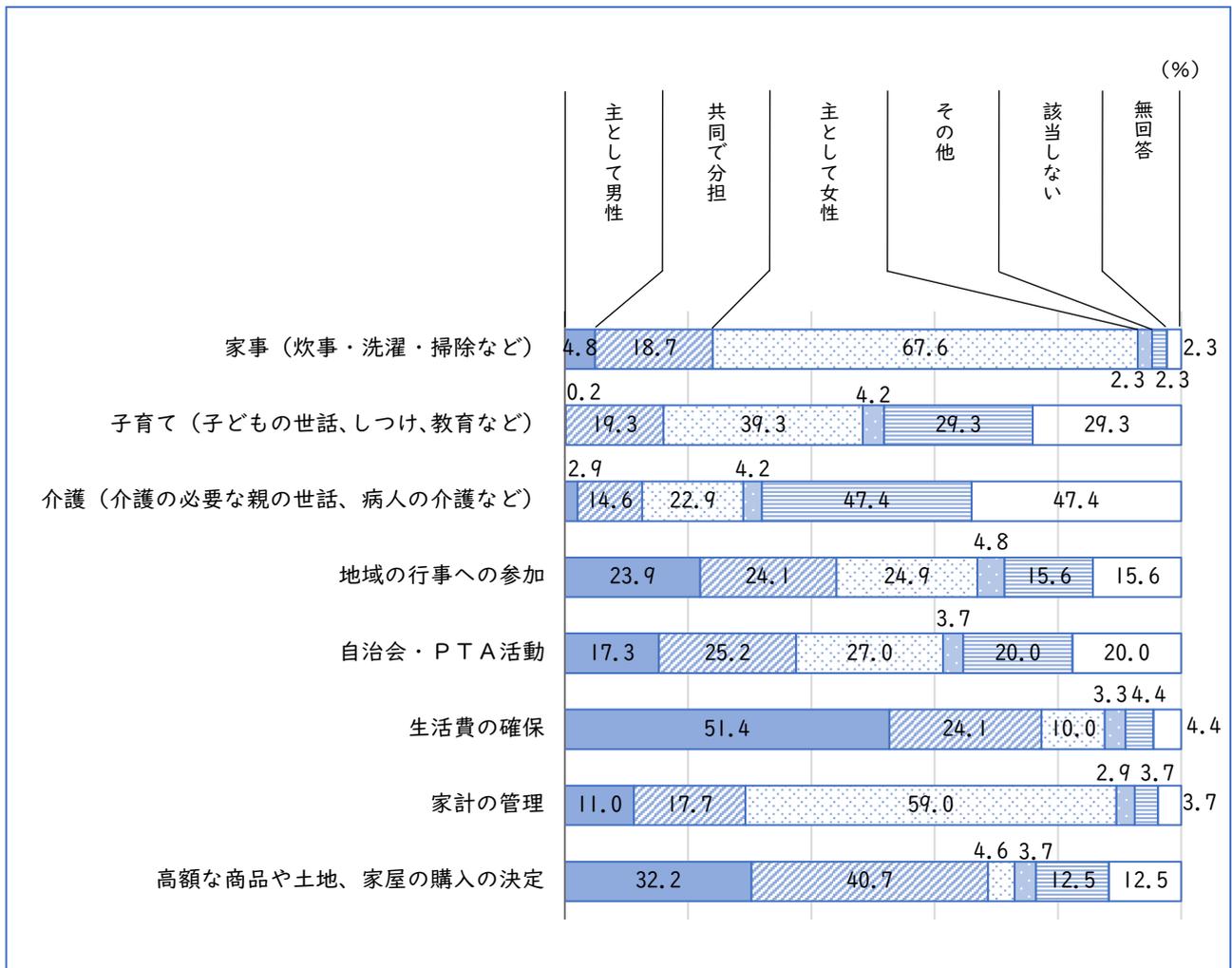
現在、家庭生活の中で、家事・子育て・介護は主に女性が担っている状況にあります。また、市民意識調査結果より、「仕事と家庭の両立に必要なこと」について「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」が回答のほぼ5割を占めていることから、就業の継続を希望する女性が仕事を続けられるような環境づくりは不可欠であり、男女がともに家事・子育て・介護を担えるよう、意識改革を行う必要があります。

地域社会においては、男女(LGBTなど性の多様性を含む)が互いの人権を尊重し、思いやりをもって地域を担っていくことが求められています。男女共同参画の視点に立った啓発活動や防災対策、地域・社会が協働して子育てを支援するまちづくりを進めることが、地域全体の活性化につながります。

そのため、子育てに関する相談・支援サービスの充実をはじめ、家族で参加できる事業の実施を通じて、地域とのつながりをもつことにより心豊かな生活がおくれる環境づくりを行います。

■家庭生活での役割分担 (n=481)

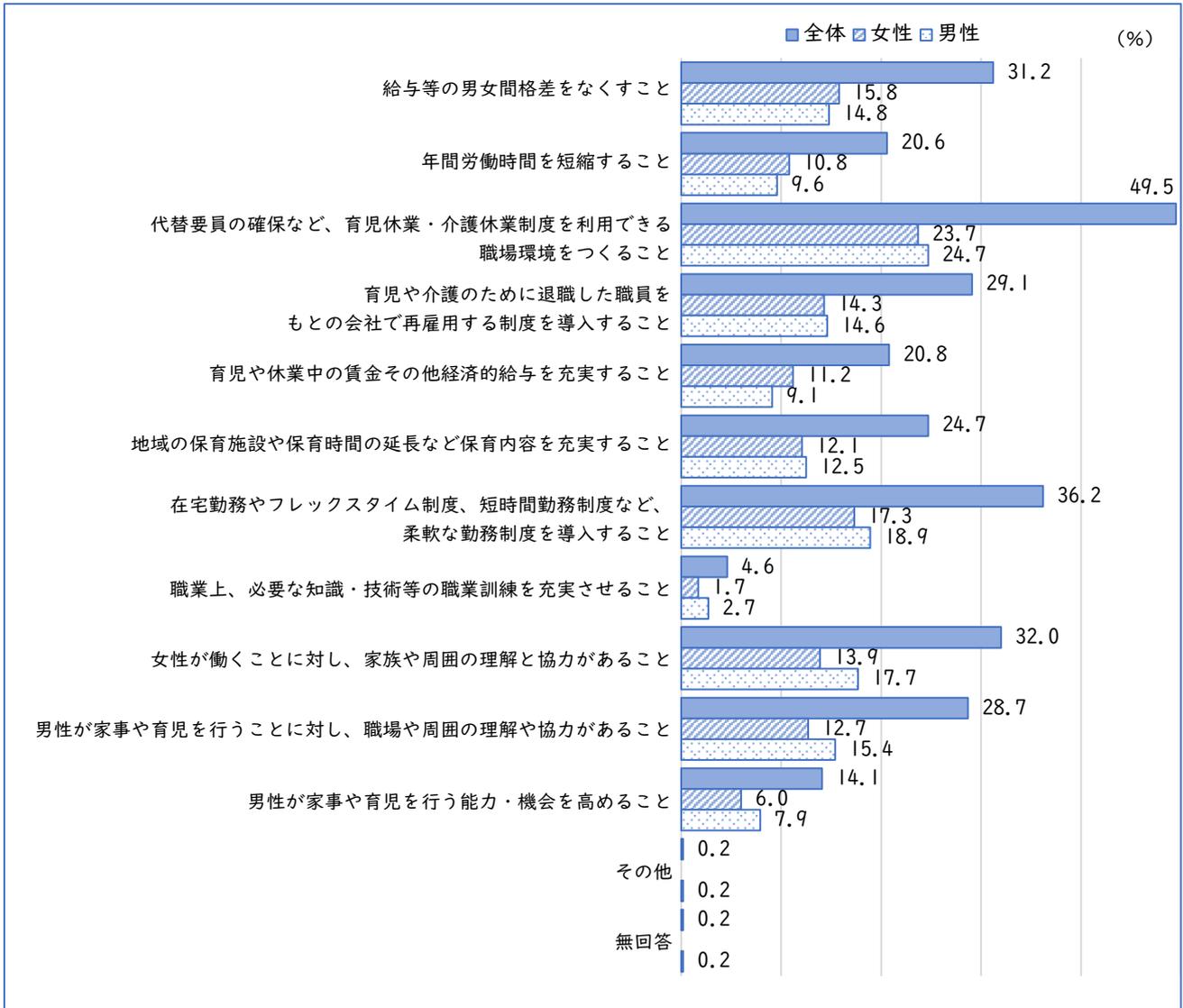
(あなたの家庭は、主に男性、女性のどちらが行っていますか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

■仕事と家庭の両立に必要なこと (n=481)

(あなたは、男女がともに仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の柱4 地域社会における男女共同参画の促進

施策の基本的方向（1）地域社会における男女共同参画の促進

多様な生き方を認め合える社会にするために、性的マイノリティ（LGBTなど）の理解を促進し、性の多様性に関する啓発を行います。

また、地域社会に参画することによって、男女がともに心豊かな生活が送れるよう、啓発活動やリーダー育成講座を通じて、地域活動に積極的に参加できる環境づくりを行います。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①地域社会における男女共同参画の促進	22	LGBTを含む性の多様性を尊重した啓発活動の実施	人権推進課
	23	自治会・PTA等地域活動における男女共同参画を促進するための啓発	関係課
②女性リーダーの育成	24	自治会活動等地域活動でのリーダーの養成	関係課
	25	女と男の共生セミナー等でのリーダー育成講座の開催	人権推進課
	26	社会教育活動でのリーダーの養成	社会教育課

施策の基本的方向（2）国際理解を深めるための啓発促進

市内在住の外国人は年々増加しており、関係機関等と連携して市民の国際社会に対する認識や理解を深めることが必要です。

市国際交流活動への支援や市ホームページを活用して多言語による情報提供を行うなど、多文化共生社会の実現に向けて、外国人に対する生活支援を推進します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①国際交流活動の推進	27	国際交流活動への支援	市民協働課
②外国人が暮らしやすいまちづくり	28	多言語による情報提供	秘書課
	29	日本語教室への支援	市民協働課

施策の柱5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の基本的方向（1）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

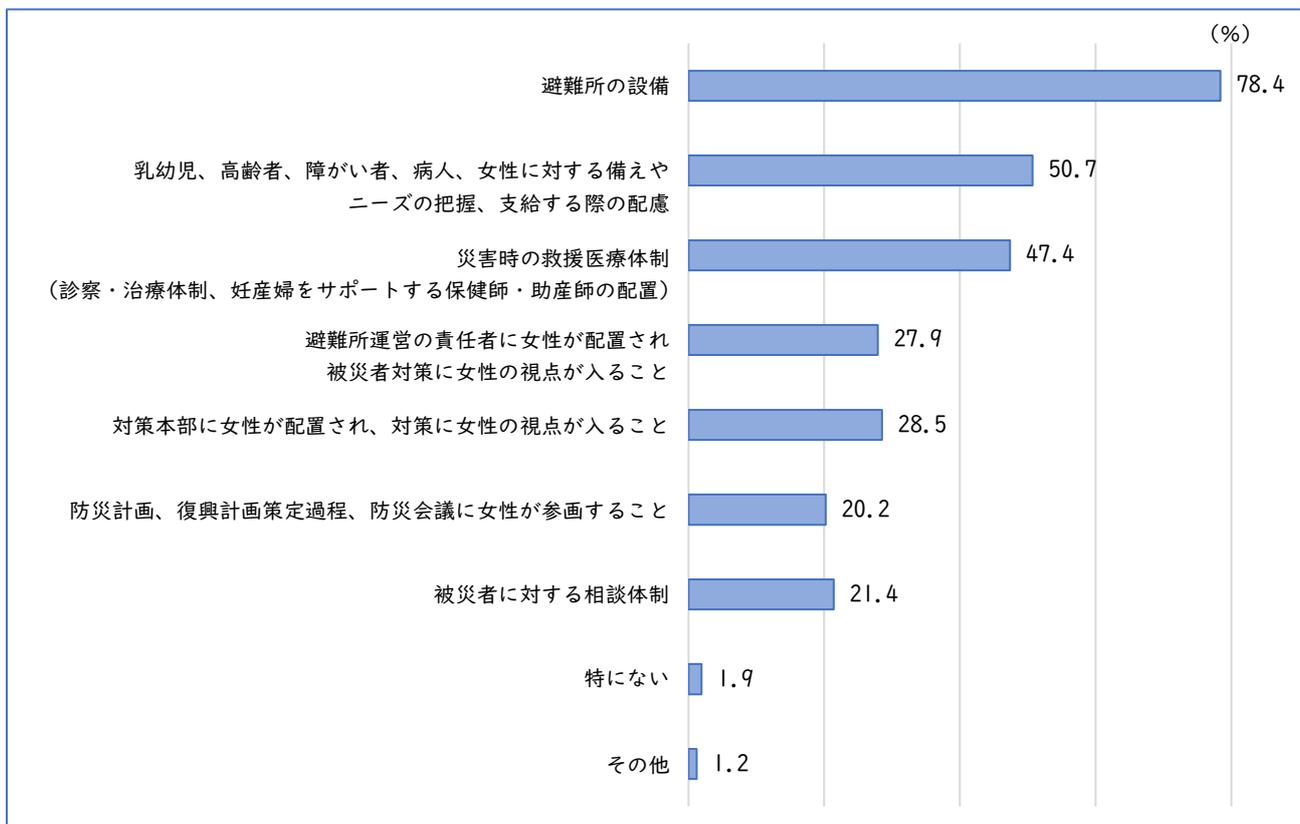
災害時には、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進が重要視されています。平成23（2011）年3月の東日本大震災では、救援・復興の担い手として、多くの女性が活躍しています。

本市においては、男女共同参画の視点を取り入れた防災に係る意識啓発を通して、避難所における男女のニーズの違いを把握しながら、防災分野における女性の参画を拡大し、災害発生時の対策の充実を図ります。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①防災分野における男女共同参画の意識啓発	30	男女の視点を取り入れた防災対策に係る意識啓発を行う	危機管理防災課
②防災分野における女性の参画拡大	31	自主防災組織活動への女性の参画拡大	
	32	消防団員への女性の登用	
③男女共同参画の視点に立った災害時の対応	33	男女のニーズの違いや女性への配慮をした防災対策の実施	

■防災・災害復興対策で性別に配慮すべきこと（n=481）

（防災・災害復興対策で性別に配慮して取り組むべきことは何だと思えますか。）



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の柱6 職業生活と家庭生活の両立支援

施策の基本的方向（1）働きながらの子育てに対する支援

多様なライフスタイルに対応し、安心して子育てができる社会の実現に向けて、社会全体で子育てを支援することが必要です。

そのため、多様な働き方に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①多様なニーズに応える保育	34	延長保育の推進	こども支援課
	35	民間保育施設に対する活動支援	
	36	病児保育の実施	
②人材の確保と施設の充実	37	人材の育成・確保	
	38	保育施設の充実	
③放課後児童クラブの推進	39	活動の場の確保	
	40	事業内容の充実	
④職業生活と家庭生活との両立の推進	41	仕事と子育ての両立の推進	

施策の基本的方向（2）働きながらの介護に対する支援

高齢者、障がい者（児）の家族及び介護者等の家庭と仕事の両立ができるよう、幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画や幸手市障がい者基本計画・障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づいた支援サービスの充実など、支援施策を積極的に推進します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①利用しやすいサービス体制の実施	42	保険、福祉、保健サービスのPR活動及び内容の充実	社会福祉課 健康増進課 介護福祉課
②仕事を持つ人にも利用しやすいサービス体制の充実	43	認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるための支援を行う	介護福祉課

施策の柱7 男女が取り組む子育て支援

施策の基本的方向（1）幸手市子ども・子育て支援事業計画の推進

安心して子育てができるとともに、子どもがいきいきと育つよう、「幸手市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て世代への支援を充実し、地域や社会全体で子育てをする環境整備を推進します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①子どもの健やかな成長を実現するまちづくり	44	幼児期の教育・保育の充実	こども支援課
	45	子どもの健全育成	
	46	支援が必要な子どもへの取組み	
	47	安心・安全な環境の整備	
②安心して子どもを産み育てられるまちづくり	48	子育て相談・情報提供の充実	こども支援課
	49	多様な子育て支援サービスの充実	
	50	経済的支援の充実	
	51	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	社会教育課
	52	子どもや保護者、養育者の健康の確保	健康増進課
③地域、社会が協働して子育てを支援するまちづくり	53	仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）	こども支援課
	54	地域における子育て支援	

施策の基本的方向（2）生活的自立を促す子育て

家庭生活での男女共同参画を推進していくためには、市民一人一人の積極的な参画が必要であると考えられることから、男女がともに子育てや家事等を担えるような学習機会を提供します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①生活的に自立できる力をつける学習環境づくり	55	体験活動・学習機会等の提供	社会教育課

施策の基本的方向（3）家族ぐるみでできる地域活動の充実

社会全体で子育てを支援するためには、地域の協力はもちろん、行政においても支援体制を確立しなければなりません。そのため、家族で参加できる事業の実施をはじめ、子育て支援ネットワークの充実に努めます。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①家族参加型事業の充実	56	家族で参加できる事業の実施	社会教育課
②子育て支援ネットワークの充実	57	子育て支援組織の育成	こども支援課



基本目標Ⅲ 男女が共に社会参加できる環境づくり

現状と課題

男女共同参画の推進には、男女がその生き方に自信と誇りを持ち、性別に関わらず個性と能力を発揮することにより、職場・家庭・地域等のあらゆる場面において、活躍できる環境づくりが重要です。

国においても「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法制面の整備が進められてきましたが、まだまだ働く場において十分に女性の力が発揮できているとは言えない状況です。そのため、国では、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、「女性活躍推進法」が制定されました。さらに令和元（2019）年の法改正により、国・地方公共団体、301人以上（令和4（2022）年4月1日から101人以上）の企業に対し、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえ、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施期間を盛り込んだ行動計画の策定、策定・変更した行動計画の全ての労働者への周知及び外部への公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられました。

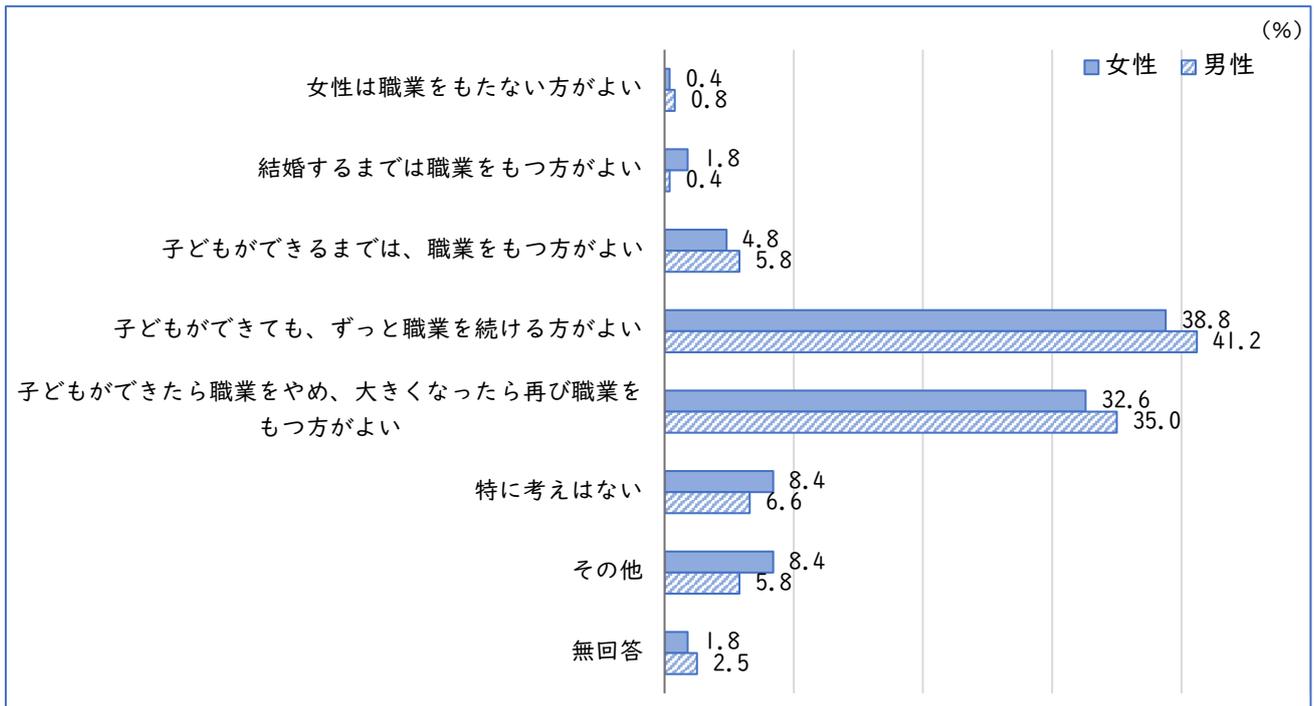
市民意識調査結果において、女性が仕事をもつことについて調査をしたところ、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の2項目が回答割合を大きく占めています。また、女性が再就職するために必要なことを調査したところ、「子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実」、「家族の理解や家事・育児などへの参加」、「企業経営者や職場の理解」において「とても重要」とする人の回答割合が過半数となったことから、女性が働き続けやすい職場づくりや再就職支援等が求められています。

そのため、自営業の分野においても、女性の経営参画などにより能力を発揮することができるよう支援を行います。また、引き続き、出産等で離職した女性の再就職支援を行うとともに、相談体制や情報提供等を充実・推進していきます。



■女性が職業をもつことについて (n=481)

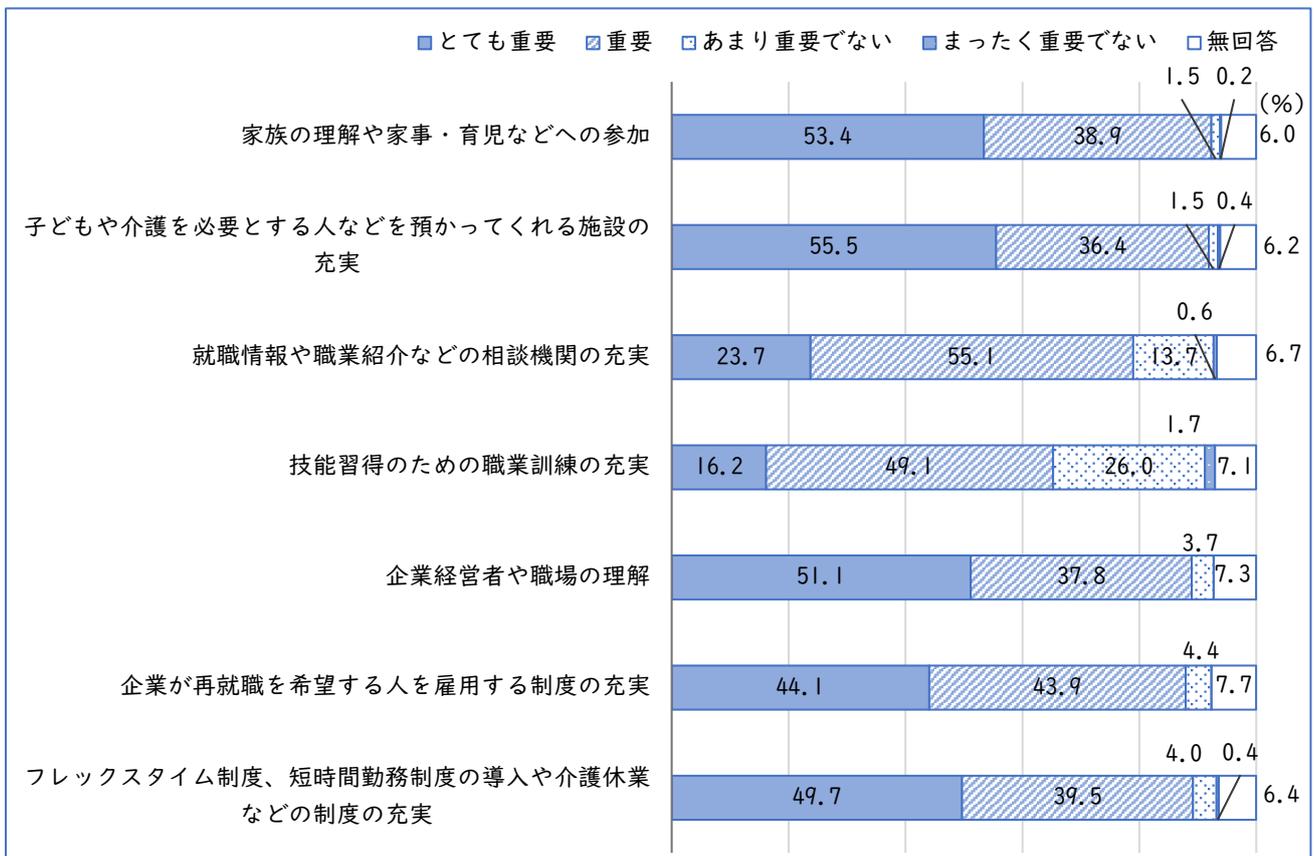
(一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

■女性の再就職のために必要なこと (n=481)

(あなたが、女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するためには、どのようなことが重要だと思いますか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

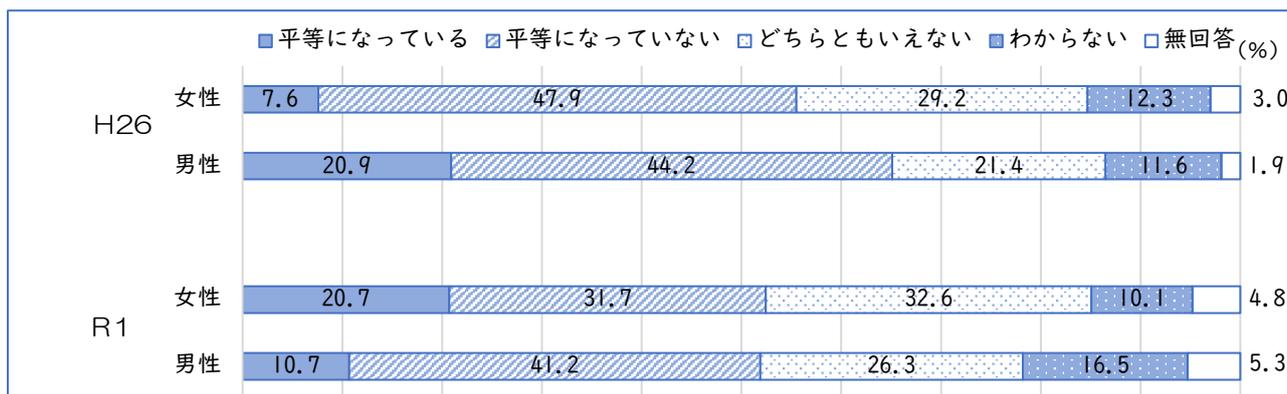
施策の柱8 女性の就労を支える環境整備

施策の基本的方向（1）就業の場における男女平等の推進

女性が活躍できる就業環境を整えるためには、職場環境の改善や意識改革を進める必要があります。市民意識調査の結果では、職場における男女の平等感について、平成26（2014）年の調査から「平等になっていない」と感じる人は男女ともに減少しています。

本市では、市民意識調査結果を踏まえ、労働に関する法制度について周知し、事業所において男女がともに能力を発揮できるよう働きやすい職場環境づくりを促進します。

■職場における男女の平等感



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査（H26、R1）

施策区分	施策No.	施策	担当課
①雇用の平等などの推進	58	市広報等を活用し、「改正男女雇用機会均等法」等関連法の周知を行う	商工観光課
②市内事業所等への啓発	59	啓発冊子の作成を検討する	
	60	労働講座を実施する	

施策の基本的方向（2）県・ハローワーク・商工会等関連機関との連携

就労に関する情報の提供は、男女が平等に雇用されるためにも重要なものです。そのためにも、本市では引き続き、県・ハローワーク・商工会等の関連機関と連携し、相談体制の整備や情報の提供を推進します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①関係機関との連携	61	相談機能を利用する	商工観光課
	62	情報の収集・提供を行う	

施策の柱9 多様化する就労形態への支援

施策の基本的方向（1）女性の能力開化・権限付与の促進

近年、価値観やライフスタイルの変化により、これまで従事していなかったさまざまな分野に女性が進出するなど、就労状況は大きく変化しています。

多様な生き方・働き方が選択できる社会において、再就職、起業等を目指す女性に対し、自らの能力を発揮した働き方が実現できるよう、女性が活躍できる環境づくりを支援します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①職業能力の向上	63	能力開発支援制度を周知する	商工観光課
②女性の能力開化・権限付与の促進	64	働く女性の能力開化・権限付与のために必要な知識等の理解を促進する	

施策の基本的方向（2）あらゆる年代層への就労支援

本市では、平成29（2017）年2月に国と市が地域住民の就職促進と利便性向上を目的に共同運営する「幸手市ふるさとハローワーク」を設置し、相談員による職業相談・紹介や求人検索など、求人・求職についてはハローワークと同様の機能を果たすことが出来るようになっていきます。引き続き、労働関係法令の周知や就労についての相談体制の充実に努めます。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①パートタイム労働者の労働環境整備促進	65	企業等への労働関係法令の周知を行う	商工観光課
②女性が働くための情報並びに学習機会の提供	66	ふるさとハローワークによる相談窓口を充実させる	
	67	内職相談を充実させる	
	68	就職支援セミナーを実施する	

施策の基本的方向（3）自営業に関わる女性の就労についての支援

近年では、働き方が多様化し、小さなオフィスや自宅を仕事場とする「SOHO」というワークスタイルが広まりつつあります。女性の意欲と能力を生かすため、新しい働き方の情報の提供は必要です。このことから、農業や自営業の分野において、団体への支援・啓発を行い、女性の労働負担を軽減して働きやすい就業環境づくりを推進します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①新しい就労形態に関する情報提供	69	SOHO等の新しい働き方の情報の収集・提供を行う	商工観光課
②団体の育成支援	70	農業・商工業団体への支援を行う	商工観光課 農業振興課
	71	農産物加工品等への生産・販売を促進する	商工観光課 農業振興課



施策の柱10 政策方針の立案及び決定への参画

施策の基本的方向(1) 審議会委員への男女共同参画

市の施策・方針決定の場に男女の多様な視点からの意見が十分に反映されることは、男女共同参画社会の形成に向けて重要です。本市では、第4次幸手市男女共同参画プランにおいて、「平成33(令和3)年度までに市審議会等の女性の登用率を35%にする」という目標を設定し、取組を進めていました。しかしながら、現状での女性登用率は30.2%であり、目標を達成していません。引き続き、市の審議会等への女性の参画を促進します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①市の審議会等への女性の参画促進	72	審議会等の委員選定基準の設置及び遵守	政策課 関係各課
②女性委員の登用	73	公募制を導入する	関係各課



■主な市審議会等の女性登用率

審議会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数	女性の割合 (%)
幸手駅西口土地区画整理審議会	10	0	0.0
幸手市介護保険運営協議会	15	7	46.7
幸手市行政不服審査会	3	1	33.3
幸手市健康づくり推進会議	17	12	70.6
幸手市公民館運営審議会	15	7	46.7
幸手市公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0
幸手市国民健康保険運営協議会	18	5	27.8
幸手市児童福祉審議会	10	4	40.0
幸手市社会教育委員会議	10	4	40.0
幸手市障害支援区分判定審査会	5	1	20.0
幸手市障がい者基本計画・障がい福祉計画検討会議	13	7	53.8
幸手市情報公開・個人情報保護運営審議会	7	1	14.3
幸手市情報公開・個人情報保護審査会	3	1	33.3
幸手市スポーツ推進委員連絡協議会	21	4	19.0
幸手市青少年問題協議会	16	3	18.8
幸手市男女共同参画推進協議会	9	6	66.7
幸手市地域福祉計画策定委員会	15	6	40.0
幸手市地域福祉計画推進委員会	9	3	33.3
幸手市都市計画審議会	10	2	20.0
幸手市農業振興協議会	15	2	13.3
幸手市文化財保護審議会	10	2	20.0
幸手市防災会議	33	2	6.1
幸手市放置自転車等対策審議会	15	2	13.3
幸手市民生委員推薦会	13	1	7.7
幸手市予防接種健康被害調査委員会	3	0	0.0
幸手市立図書館協議会	10	6	60.0
平均	12	3.5	30.2

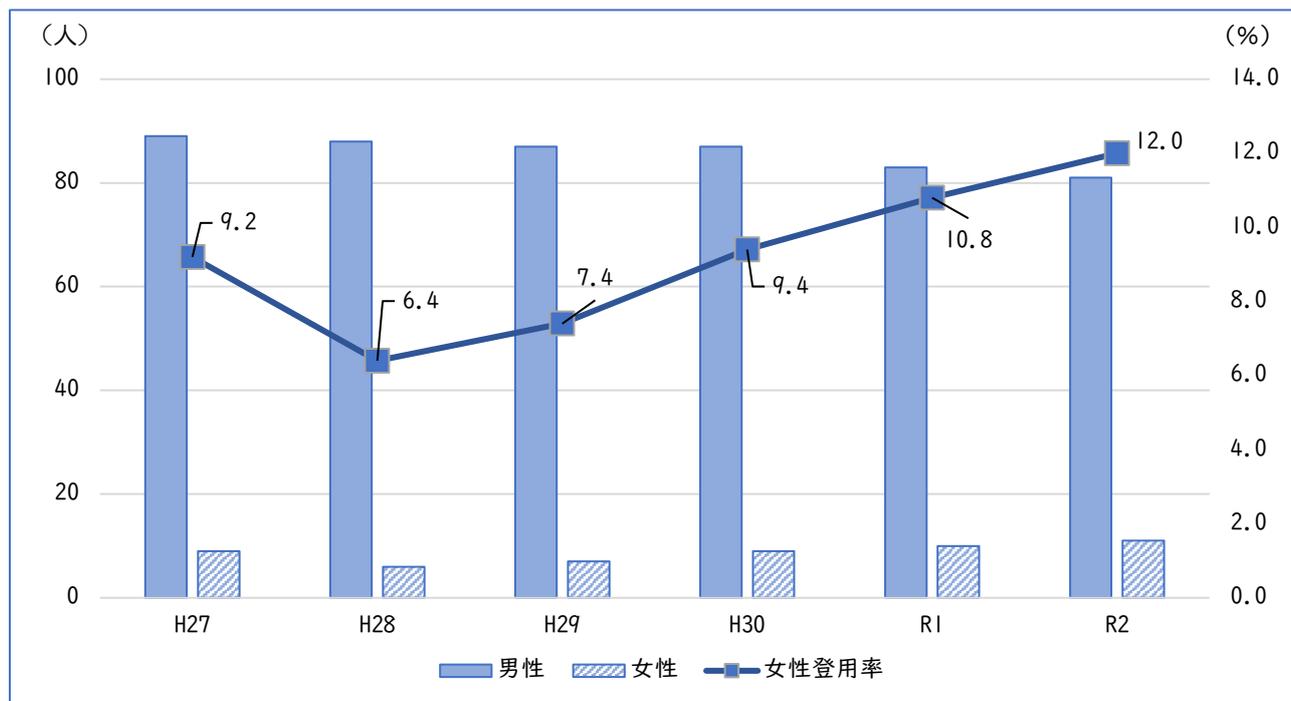
(令和2年4月1日現在)

施策の基本的方向（２）庁内体制の整備

男女共同参画社会を形成するためには、まず市が率先して女性の参画の推進に努めなければなりません。女性管理職の登用率は平成28（2016）年から年々上昇しています。そのため、引き続き、市職員を対象とした研修の充実や女性職員の管理職等への登用を促進します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①男女共同参画の視点を入れた研修	74	新規採用職員の研修	人権推進課
	75	男女共同参画推進のための研修を実施する	
②職域の拡大と能力開発	76	女性職員の職域拡大を図る	庶務課
	77	女性職員の各種研修会への参加を促進する	
③女性職員の管理職等への登用促進	78	女性職員の管理職等への積極的登用	

■市職員の管理職人数および女性管理職の登用率



施策の柱Ⅰ 誰もが心安らぎ住み続けられるまち

施策の基本的方向（１）生涯にわたる健康づくり

男女が能力や意欲を発揮しながら社会参画し、充実した生活ができるよう、心身の健康面での支援を進める必要があります。特に、女性の社会進出が進む中で、妊娠・出産時における健康問題や性差に基づく支援体制の充実が求められており、長期的、かつ総合的な支援を行います。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①健康日本21幸手計画の推進	79	健康日本21幸手計画に基づいた事業の実施及び進捗管理を行う	健康増進課
②各種検診等の充実	80	受診しやすい環境を形成する	
③健康相談・健康教育の充実	81	健康相談・健康教育の充実のため、健康に関する相談を実施する	
④家庭訪問指導の充実	82	子育て総合窓口で周知し、乳児全戸訪問を実施する	
⑤男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進	83	自殺対策計画を推進する	
⑥広報等でのPRの実施	84	広報紙で育児に関する情報や健康日本21計画に基づき健康に関する記事を掲載する	

施策の基本的方向（２）生活者の視点を生かしたまちづくり

あらゆる世代の男女が、安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立った公共施設等の整備・充実をはじめ、災害が発生した場合に備えて女性の視点に立った予防対策等の推進を行います。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①誰にもやさしいまちづくり	85	ユニバーサルデザインを推進する	まちづくり事業課 道路河川課 建築指導課
②安心して暮らせるまちづくり	86	災害予防対策を充実させる	危機管理防災課
	87	災害応急対策を充実させる	
	88	災害防止活動を充実させる	
③住環境の充実	89	住宅の供給促進を図る	建築指導課
	90	公営住宅入居を促進する	

施策の基本的方向（3）自立した暮らしの支援

男女がともに自立し心豊かな生活が送れるよう、関連制度の理解促進や各種活動等の支援を通じて、安心して暮らせる環境づくりを行います。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①年金制度の理解促進	91	年金制度の周知を図る	保険年金課
②豊かな高齢期への支援	92	シルバー人材センターと連携した就労支援	介護福祉課
	93	老人クラブ活動支援	
	94	生涯学習の推進	社会教育課
	95	スポーツ活動の推進	
	96	「さって市民生きがい教授」への登録	
③地域福祉の充実	97	民生・児童委員活動への支援	社会福祉課
	98	ひとり親家庭等への支援	こども支援課



基本目標Ⅳ セクハラ・DV 対策(配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり)

現状と課題

近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為による被害や、SNSなどのインターネット上のツールを利用した性犯罪等の問題が深刻化しています。

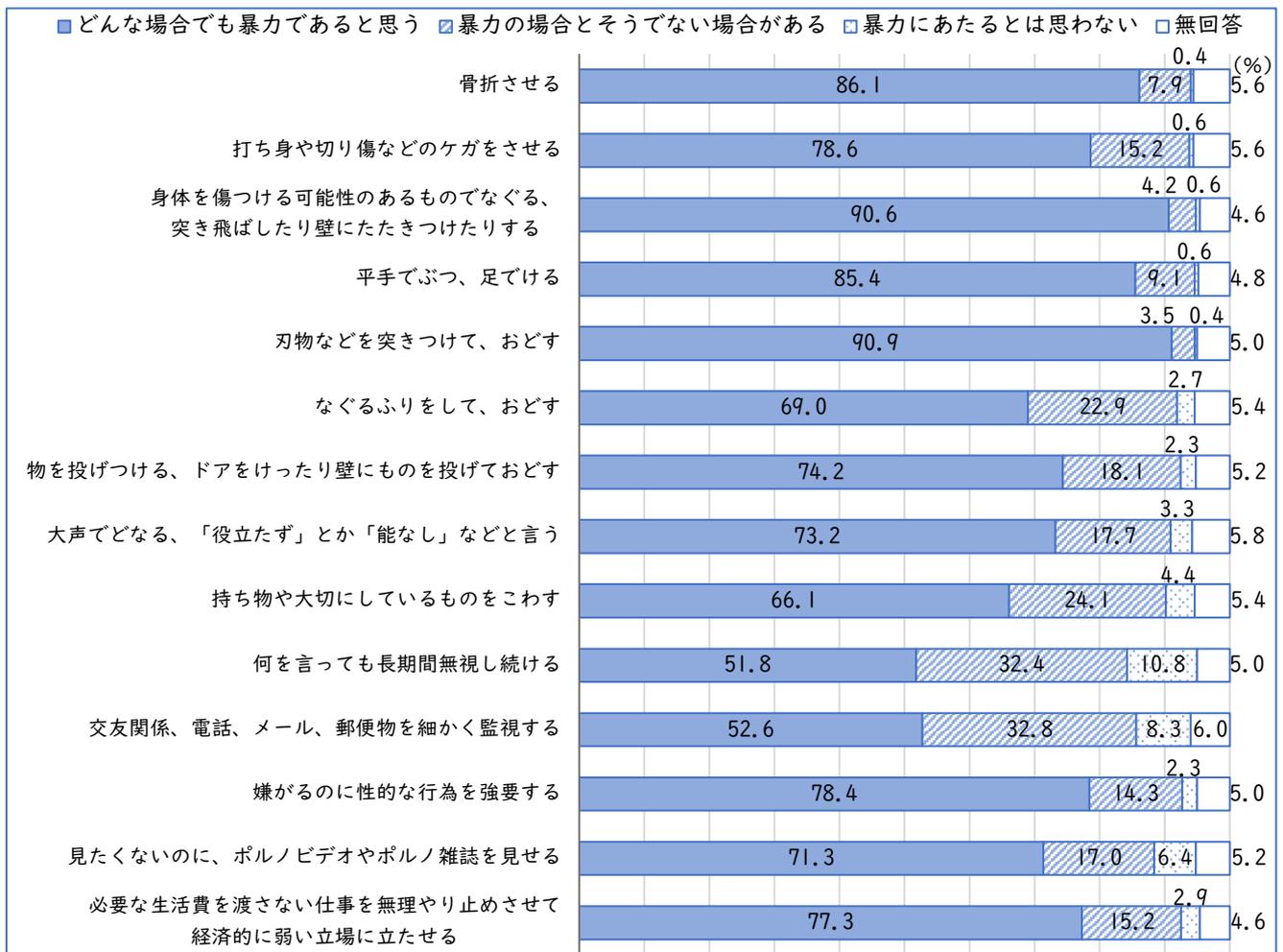
特に、DVは家庭内の問題として見過ごされやすく、被害が潜在化しやすい傾向にあります。また、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を与えます。そのため、性別による役割分担意識や慣行を固定化し、男女共同参画社会の推進を阻害する原因の一つであるDVの根絶が求められます。

市民意識調査では、「どんな場合でも暴力である」という回答割合がすべての項目で過半数でしたが、一方で、「何を言っても長期間無視し続ける」、「交友関係、電話、メール、郵便物を細かく監視する」の2項目については、「暴力にあたらない」と考える人が約1割となりました。

本市では、引き続き、関係機関との連携を図り、相談・保護・自立支援の充実に向けて、きめ細かい対応ができるよう努めます。

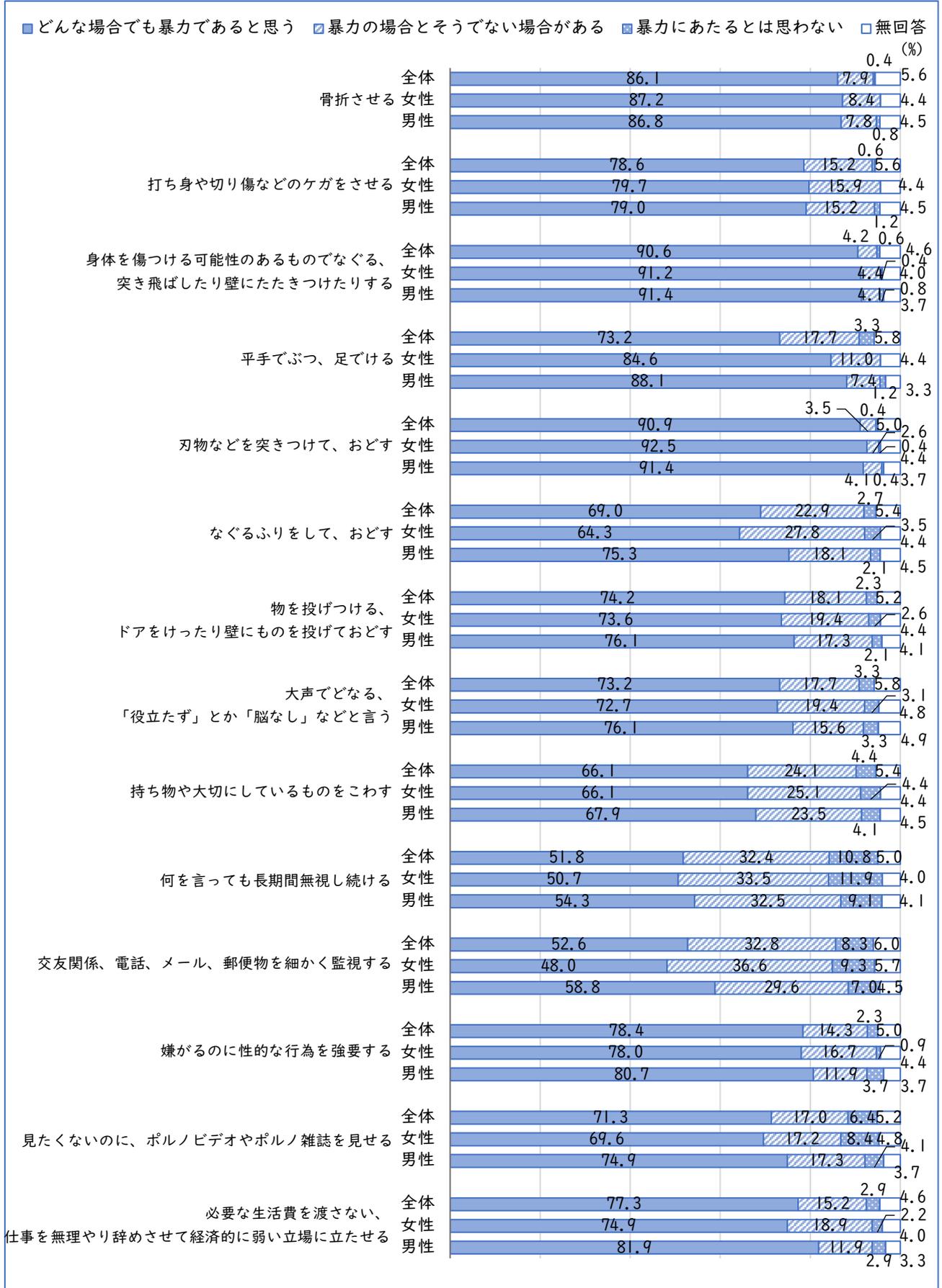
■暴力と認識される行為 (n=481)

(あなたは、次のような行為が配偶者（事実婚や別居中、離婚後も含む）・婚約者・交際相手など親密な関係の相手との間で行われた場合、それを暴力にあたると思いますか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

■暴力と認識される行為（男女別）



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

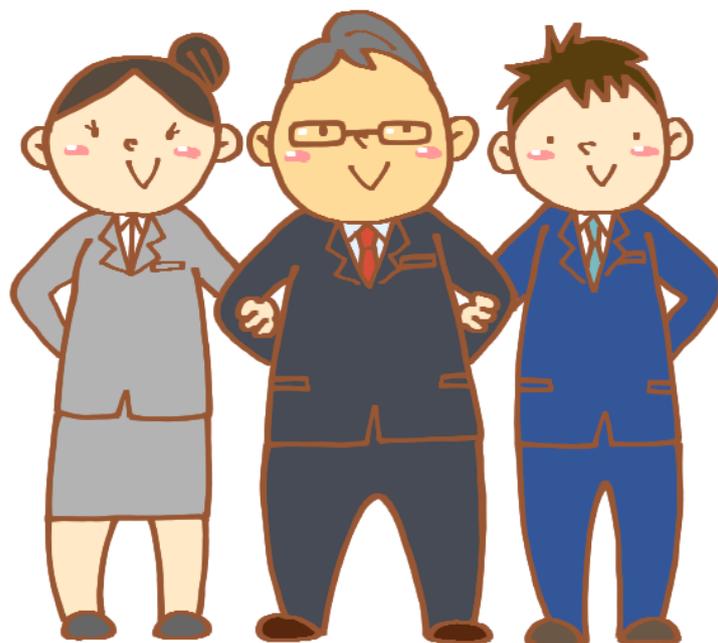
施策の柱12 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

施策の基本的方向（1）ハラスメント等への対応

男女間のあらゆる暴力は個人の問題にとどまらず、犯罪をも含む重大な人権侵害行為であり、その対象、性別、間柄、公的、私的領域を問わず決して許されるべきことではありません。ハラスメントについては、そうでないものとの境界線が非常に分かりづらいという問題点があります。「そんなつもりはなかったのに、知らない間に加害者になっていた」という場合がないように、知識を身につけておくことが必要です。

そのため、本市では、ハラスメントを認識し、未然に防ぐために、職員向けの研修や市民・事業所向けに啓発活動を実施します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①苦情相談窓口の強化	99	セクシャル・ハラスメント相談員を任命し、苦情相談窓口の強化を図る	庶務課
②セクシャル・ハラスメントを未然に防ぐ	100	庁内のセクシャル・ハラスメントを未然に防ぐための研修会を計画的に実施する	庶務課
③ハラスメントを認識するための啓発活動	101	ハラスメントを認識するための啓発をする	人権推進課



施策の基本的方向（２）ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談

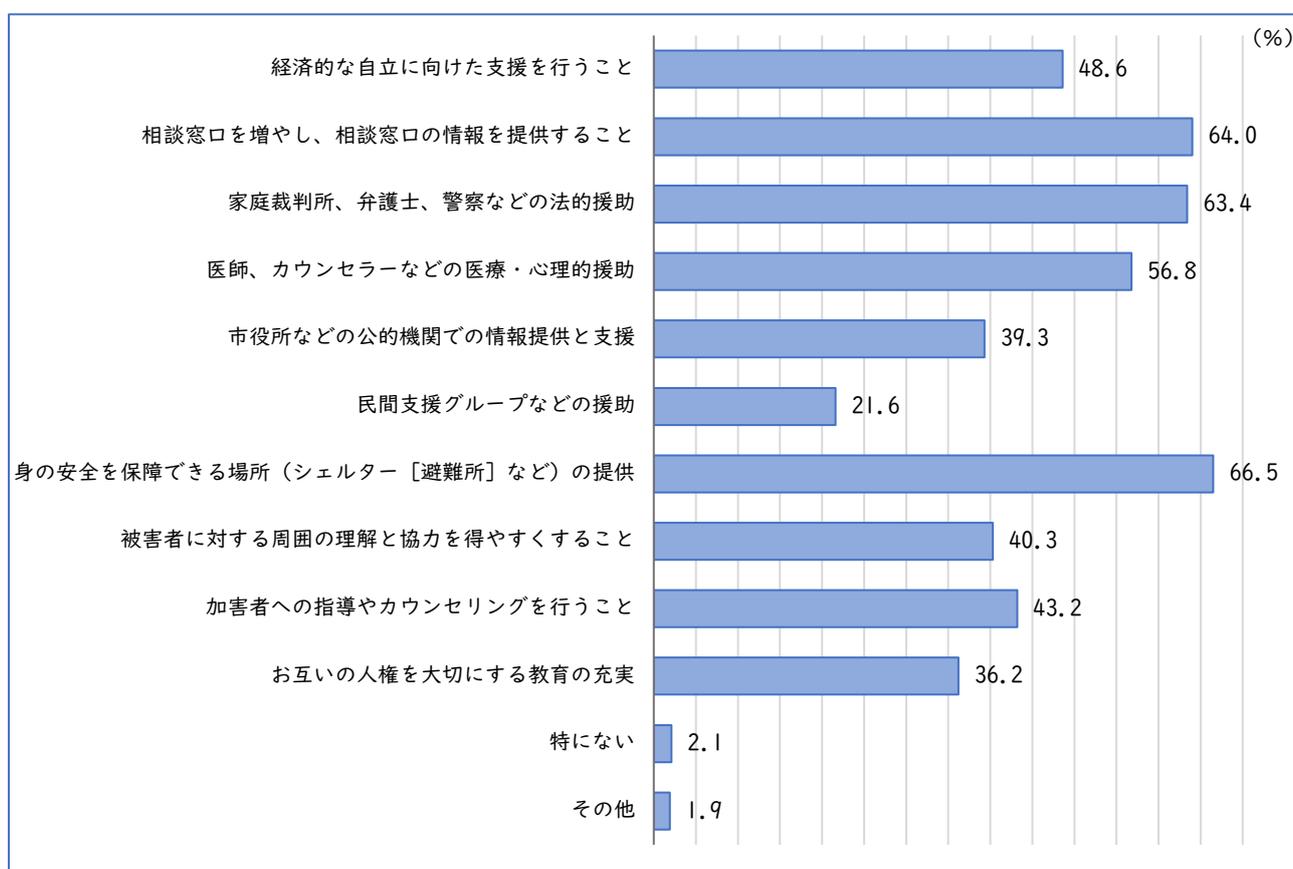
DV防止法において、国及び地方公共団体は、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有すると規定されています。

市民意識調査によると、DVの被害に対して必要な援助は、「身の安全を保障できる場所の提供」が66.5%で最も高い割合となりました。

本市では、DV問題が潜在化することのないよう、被害者にとって最も身近な行政機関として、被害者の状況、緊急性を的確に把握し、関係機関と速やかに連携を図り、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行います。

■ DV被害に対し、必要な援助（n=481）

（あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害に対し、どのような援助が必要だと感じますか。）



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

施策区分	施策No.	施策	担当課
①DV関係機関と連携し、必要な相談を行う	102	DV関係機関と情報交換を通じて、必要な相談や指導を行う	人権推進課

施策の基本的方向（3）被害者支援体制の充実

配偶者等からの暴力をなくすためには、被害者のための相談窓口の周知を図るとともに、庁内関係部署との連携を図り、相談者を保護及び支援しやすい体制を充実させることが重要です。

DVの被害は、子どもや高齢者等に及ぶ可能性もあるため、幅広い対応が円滑に行えるよう、被害者等の支援に向けた連携を強化します。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①DV被害者の保護	103	DV被害者の保護を実施する	人権推進課
②DV被害者への支援体制の構築	104	DV被害者を円滑に支援するための体制を構築する	人権推進課
	105	相談担当職員の資質向上	

施策の基本的方向（4）暴力の根絶に向けた啓発

DVには、身体的暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力など、さまざまなかたちがあります。あらゆる男女間の暴力を「DVである」と認識し、市民一人ひとりが問題意識を持つことができるよう、啓発活動を行います。

施策区分	施策No.	施策	担当課
①配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発	106	市役所等の施設を利用した男女共同参画の啓発活動を実施する	人権推進課
	107	若年者に対する予防啓発を推進する	



↑市役所ロビーにてパープルリボンキャンペーンを実施



第5章

プランの推進



本プランの総合的な推進を図るため、関係各課と連携をとりながら、男女共同参画の推進体制の強化と施策の充実を図ります。そして、行政だけでなく、市民はもとより、広く市民団体や企業等を含めた地域社会全体が、男女共同参画社会の形成の理念を認識し、あらゆる分野において実践活動していくことが求められています。今後、策定した「幸手市男女共同参画プラン」及び「幸手市男女共同参画を推進する条例」に基づき、市、市民、事業者とパートナーシップのもと男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

Ⅰ 市、市民、事業者の責務

男女共同参画を総合的、継続的に推進していくためには、市、市民、事業者の責務をそれぞれ明確にし、互いに連携・協力しながら取り組みを展開することが必要です。

そこで、「幸手市男女共同参画を推進する条例」の規定を踏まえ、それぞれの責務を計画に定めます。

市の責務

- (1) 男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施すること
- (2) 男女共同参画の推進にあたり、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取り組むこと
- (3) 男女共同参画の推進に関する基本的施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めること

市民の責務

- (1) 基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めること
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に積極的に協力するように努めること

事業者の責務

- (1) 基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、男女が協働して参画することができる体制の整備に努めること
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するように努めること

2 施策の推進

本市の男女共同参画の施策を総合的かつ継続的に推進するため、次の項目に取り組みます。

(1) 幸手市男女共同参画推進協議会の開催

幸手市男女共同参画推進協議会は、「幸手市男女共同参画を推進する条例」第15条に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて必要な事項について調査・審議します。

年次報告書に示された施策の実施状況、成果等に対する同協議会の意見を反映させていきます。

(2) 庁内推進体制等の整備・充実

男女共同参画社会を進める上で行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識をもつことが必要です。各行政施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、率先して市民のモデルになっていくことが求められているため、職員への意識啓発を積極的に進めていく必要があります。

今後、市の施策を男女双方の視点から推進していくため、庁内の推進組織である「幸手市男女共同参画庁内会議」を中心に、ポジティブ・アクションを講じるなど、庁内において男女共同参画施策を推進していくように努めます。

(3) 市民・事業者との協働

男女共同参画社会の実現のためには、市民や事業者が、それぞれ男女共同参画に対する理解を深めていくことが大切です。そのため、市民や事業者と協働して「幸手市男女共同参画プラン」を推進していきます。

(4) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画の推進にあたり、国及び埼玉県、他の地方公共団体と連携し、情報交換などを行い、課題解決に取り組みます。

(5) 計画の進行管理

各施策の達成状況の把握や、各施策の企画・立案・実施にあたり、どの程度男女共同参画の視点に配慮したかを確認し、男女共同参画の推進状況や施策の進捗状況について毎年度公表し、適切な進行管理を行います。



資料編



I 策定の経過

		内 容
令和元年度	第2回男女共同参画推進協議会 (令和元年10月29日)	①幸手市男女共同参画プランとは ②プラン策定スケジュールについて ③市民意識調査について
	第3回男女共同参画推進協議会 (令和元年12月3日)	①諮問 ②意識調査案について ③計画策定に関する内容の審議
	第4回男女共同参画推進協議会 (令和2年2月25日)	①意識調査速報結果 ②計画策定に関する内容の審議
	第1回男女共同参画庁内会議 (令和2年3月18日)	①意識調査結果 ②計画策定に関する内容の審議
令和2年度	第1回男女共同参画推進協議会 (令和2年6月26日)	①意識調査詳細結果 ②計画策定に関する内容の審議
	第1回男女共同参画庁内会議 (令和2年8月21日)	幸手市男女共同参画プラン素案について
	第2回男女共同参画推進協議会 (令和2年9月17日)	幸手市男女共同参画プラン素案について
	政策会議 (令和2年10月23日)	幸手市男女共同参画プラン素案について
	庁議 (令和2年11月2日)	幸手市男女共同参画プラン素案について
	第3回男女共同参画推進協議会 (令和2年11月)	①パブリックコメントの実施について ②計画策定に関する内容の審議
	令和2年12月1日(火)～ 令和3年1月5日(火)	パブリックコメント実施
	第4回男女共同参画推進協議会 (令和3年1月)	①パブリックコメント結果報告 ②答申書の審議について

2 幸手市男女共同参画推進協議会委員名簿

任期：令和元年10月1日から令和3年9月30日

(五十音順)

	氏名	選出母体	備考
1	いしい かずこ 石井 和子	団体からの推薦	
2	おおたに すずむ 大谷 晋	公募による市民	副会長
3	おのうえ かずのり 尾上 和範	公簿による市民	
4	すがわら ゆきえ 菅原 幸恵	学識経験者	
5	せきぐち やえこ 関口 八重子	公募による市民	
6	たかはし しゅういちろう 高橋 周一郎	公募による市民	
7	ながお ゆうこ 永尾 佑子	公募による市民	
8	ふかざわ ゆきこ 深澤 幸子	公募による市民	会長
9	ますだ みさこ 増田 美佐子	公募による市民	

3 男女共同参画に関する世界・国・県・市の動き

	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	幸手市の動き
1946（昭和21）年	・国連に「婦人の地位向上委員会」が発足			
1967（昭和42）年	・「婦人に対する差別撤廃宣言」を採択			
1975（昭和50）年	・国際婦人年 ・第1回「世界女性会議」（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択			
1979（昭和54）年	・「女子差別撤廃条約」採択			
国連婦人の10年	1980（昭和55）年	・第2回世界女性会議（コペンハーゲン） ・「女子差別撤廃条約」の署名式	・「女子差別撤廃条約」に署名	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
	1981（昭和56）年	・ILO第156号条約採択（男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）		
	1984（昭和59）年		・国籍法及び戸籍法の一部改正	
	1985（昭和60）年	・第3回世界女性会議（ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択	・「男女雇用機会均等法」の制定 ・「女子差別撤廃条約」を批准	
1986（昭和61）年			・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」	・「幸手市女性問題協議会設置条例」施行
1990（平成2）年	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択			

	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	幸手市の動き
1994（平成6）年				・「さって女性プラン」策定
1995（平成7）年	・第4回世界女性会議（北京） ・「北京宣言」、「行動綱領」採択		・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1999（平成11）年		・「男女共同参画社会基本法」制定		
2000（平成12）年	・国連特別総会「女性2000年会議、21世紀に向けての男女の平等、開発、平和」（ニューヨーク） ・「政治宣言」、「成果文書」が採択	・「男女共同参画基本計画」策定	・埼玉県男女共同参画推進条例を制定 ・男女共同参画に関する苦情処理機関を設置	
2001（平成13）年		・「DV防止法」制定		・「第2次幸手市男女共同参画プラン」策定
2002（平成14）年			・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」を開設	
2004（平成16）年		・被害者の自立支援明確化		
2006（平成18）年			・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2007（平成19）年		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の一部見直し	

	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き	幸手市の動き
2008（平成20）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和元年」 ・「DV防止法」改正法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性キャリアセンター」開設 	
2009（平成21）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃委員会」（ニューヨーク） 			<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次幸手市男女共同参画プラン」策定
2010（平成22）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 		
2012（平成24）年	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会（国連本部） ・「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「ウーマノミクス課」設置 	
2015（平成27）年	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）開催 ・「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」制定 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次幸手市男女共同参画プラン」策定
2017（平成29）年			<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29～33年度）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「幸手市男女共同参画を推進する条例」を制定
2020（令和2）年				<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2021（令和3）年				<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次幸手市男女共同参画推進プラン」策定

4 幸手市男女共同参画を推進する条例

幸手市男女共同参画を推進する条例

平成29年3月17日

条例第6号

改正 平成29年12月22日条例第22号

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女共同参画の形成は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置付けられるものである。

これを踏まえ、幸手市では、これまで、男女共同参画社会基本法の下、「男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日においてもなお、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣行は依然として根強く、雇用不安や虐待、ドメスティック・バイオレンスなどの様々な問題が存在し、男女が平等に社会へ参画するには、多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、人口構成の変化、高度情報化や国際化などの多様な変化が生じ、地域における人間関係の希薄化が進み、孤立・孤独・老老介護の問題などが顕在化している。特に幸手市においては、人口の減少や少子高齢化が急速に進行し、核家族世帯率が上昇している。そのような中で、女性は、労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、男性は、通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではないという傾向である。さらに、社会的弱者に配慮した防災等のまちづくりや女性の職業生活における活躍に関する支援など、男女共同参画を推し進める中で、解決しなければならない課題が山積している。

こうした現状を踏まえ、全ての男女の人権が尊重され、個人としての能力を発揮して自主的に行動できる男女共同参画社会を実現するためには、全ての男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、あらゆる分野に対等に参画し、責任を分かち合うことができる男女共同参画のまちづくりを、総合的かつ計画的に推進することが必要不可欠である。

ここに、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指し、「都市と自然が調和した安心・安全で活力ある幸手市」を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、全ての男女の人権が尊重され、個人としての能力を発揮して自主的に行動できる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内におい

て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者又は当該関係にあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。

(7) 女性活躍 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 男女が個人としての尊厳を重んじられること。

(2) 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。

(3) 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(4) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別による暴力（以下「性別による暴力」という。）が根絶されること。

(5) 男女が家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。特に、女性活躍の推進が図られること。

(6) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(7) 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。

(8) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。

(9) 国際社会における取組と密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 市は、第1項の基本的施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、男女が協働して参画することができる体制の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、性別による暴力、その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないように努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認する表現
- (3) 過度の性的な表現

(市の基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) 市民及び事業者にも男女共同参画に関する理解を深めるために必要な広報活動、男女共同参画を推進する活動の情報及び学習機会の提供、情報紙の発行その他必要な措置に関すること。
- (2) 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置に関すること。
- (3) 事業活動、家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるように、子育て、介護等の支援に関すること。
- (4) 性別による暴力の防止及び当該暴力の被害を受けた者に対する必要な支援に関すること。
- (5) 女性活躍を推進するため、必要な支援に関すること。
- (6) 市民及び事業者と協働して実施する積極的格差是正措置に関すること。
- (7) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合に、男女の均衡を図るための積極的格差是正措置に関すること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報収集及び調査研究に関すること。

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するように努めるとともに、第15条の規定により設置する幸手市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとする。この場合において、前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するために、必要な体制を整備するものとする。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年度、行動計画の実施状況を公表するものとする。

(相談窓口)

第13条 市長は、市民が性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合の相談を受けるための窓口を総務部人権推進課に置くものとする。

2 市長は、前項の相談を受けたときは、他の機関と連携を図り必要な支援を行うものとする。

(平29条例22・一部改正)

(苦情の処理)

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、幸手市男女共同参画推進協議会の意見を聴くことができる。

(男女共同参画推進協議会)

第15条 男女共同参画社会の実現に向けて必要な事項について調査審議するため、幸手市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第10条第2項の規定によりその権限に属させられた事項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)について調査及び審議をすること。

(2) 第14条第2項の規定によりその権限に属させられた事項について調査し、意見を述べること。

(3) 行動計画の実施状況その他男女共同参画社会の実現に向け必要があると認める事項に関し、自ら調査審議して市長に対し意見を述べること。

(組織等)

第17条 協議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民又は事業者の代表者

(2) 学識経験者

(3) その他市長が特に必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の協議会の招集は、市長がこれを行う。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(平29条例22・一部改正)

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。

(幸手市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 幸手市男女共同参画推進協議会条例(昭和61年幸手市条例第40号)は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、第4次幸手市男女共同参画プランは、この条例の規定による行動計画が策定されるまでの間、第10条第1項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の幸手市男女共同参画推進協議会条例の第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、第17条第2項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成29年9月30日までとする。

附 則(平成29年12月22日条例第22号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

幸手市男女共同参画庁内会議設置要綱

令和元年12月9日

訓令第5号

改正 令和2年3月31日訓令第19号

幸手市男女共同参画庁内会議設置要綱の全部を改正する。

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、幸手市男女共同参画庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関する事。
- (3) 男女共同参画に関する施策についての調査及び研究に関する事。
- (4) その他男女共同参画に関する施策について、必要と認められる事。

(組織)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- (1) 会長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副会長は、人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 委員は、別表に掲げる組織の長の職にある者及び職員をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、庁内会議の会務を総理し、庁内会議を代表する。

2 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、会長の承認を得て代理の者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の職員を出席させることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要と認めるときは、庁内会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討部会の設置等)

第7条 庁内会議に、男女共同参画に関する施策について具体的事項を調査研究するため、下部組織として検討部会を置く。

- 2 検討部会に属する者（以下「メンバー」という。）は、別表に掲げる組織から会長が指名する。
- 3 検討部会にリーダー及びサブリーダー各1人を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 リーダーは、検討部会の会務を総理し、検討部会を代表する。
- 5 サブリーダーは、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 検討部会の会議は、リーダーが招集し、リーダーがその議長となる。
- 7 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の職員を検討部会の会議に出席させることができる。
- 8 検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 庁内会議の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

(幸手市男女共同参画プラン検討員会等設置要綱の廃止)

2 幸手市男女共同参画プラン検討員会等設置要綱(平成13年3月市長決裁)は、廃止する。

附 則(令和2年3月31日訓令第19号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条及び第7条関係)

(令2訓令19・一部改正)

総合政策部	秘書課 政策課
総務部	庶務課 人権推進課 契約管財課
市民生活部	市民協働課 危機管理防災課 保険年金課 環境課
健康福祉部	社会福祉課 介護福祉課 こども支援課 健康増進課
建設経済部	まちづくり事業課 建築指導課 農業振興課 商工観光課 道路河川課
教育部	総務課 指導課 社会教育課
社会福祉協議会事務局	
その他会長が必要と認める者	

5 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日)

(法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号

同 11年12月22日同 第160号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平11法160・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(平11法102・全改)

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平11法102・全改)

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平11法102・全改)

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(平11法102・全改)

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平11法102・全改)

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(平11法102・全改)

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(平11法102・全改)

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平11法102・全改)

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平11法102・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成11法律160)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法

令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日)

(法律第64号)

改正 平成29年 3月31日法律第14号

令和 元年 6月 5日同 第24号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第18条)

第3節 特定事業主行動計画(第19条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)

第5章 雑則(第30条—第33条)

第6章 罰則(第34条—第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

ニ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(令元法24・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

ニ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法24・一部改正)

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(令元法24・追加)

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活

における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条線下・一部改正)

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法24・旧第13条線下)

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法24・旧第14条線下)

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標について

は、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第15条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第16条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法24・旧第17条線下・一部改正)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第18条線下)

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法24・旧第19条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法24・旧第20条線下・一部改正)

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法 24・旧第 21 条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法 24・旧第 22 条線下)

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法 24・旧第 23 条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法 24・旧第 24 条線下)

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法 24・旧第 25 条線下)

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法 24・旧第 26 条線下・一部改正)

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法 24・追加)

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法 24・旧第 27 条線下・一部改正)

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法 24・旧第 28 条線下)

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(令元法 24・旧第 29 条線下・一部改正)

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法24・旧第30条線下・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

(令元法24・旧第31条線下・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条線下・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条線下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(令元法24・旧第34条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者

の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第174号で令和2年6月1日から施行)

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第174号で令和4年4月1日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日)

(法律第31号)

改正 平成16年 6月 2日法律第 64号
同 19年 7月11日同 第113号
同 25年 7月 3日同 第 72号
同 26年 4月23日同 第 28号
令和 元年 6月26日同 第 46号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平25法72・改称)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平16法64・一部改正)

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの

身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平16法64・平25法72・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平16法64・一部改正)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(平16法64・追加、平19法113・改称)

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平16法64・追加、平19法113・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平16法64・追加、平19法113・一部改正)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平16法64・平19法113・令元法46・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平16法64・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平16法64・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平16法64・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平16法64・追加、平26法28・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平16法64・令元法46・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平16法64・追加)

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12

条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平16法64・平19法113・一部改正)

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平16法64・平19法113・一部改正)

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関し

て配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平16法64・平19法113・一部改正)

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平16法64・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平16法64・平19法113・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる

事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平16法64・平19法113・一部改正)

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平16法64・平19法113・一部改正)

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(平16法64・平19法113・一部改正)

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の

申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(平16法64・全改、平19法113・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平16法64・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平16法64・一部改正)

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓

発に努めるものとする。

(平16法64・一部改正)

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平16法64・一部改正)

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(平25法72・追加)

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

(平25法72・追加)

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平25法72・一部改正)

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

(平16法64・平25法72・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平16法64・一部改正)

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 用語集

行	用語	用語の説明
あ	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。
	ウーマノミクス	ウーマン (Women) + エコノミクス (Economics) の造語。女性が生き生きと夢を持って活躍することができるような社会づくりを進め、それを地域経済の活性化につなげる取組み。
	M字カーブ	年齢層別に見た女性労働率のグラフで特徴的な曲線のことを指す。結婚や出産を機に一旦離職し、育児が一段落したら再び働きだす女性が多いという日本の特徴を反映したグラフ。
	LGBT	Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語でセクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつ。
	エンパワーメント	女性のエンパワーメントとは、ジェンダーのもとに意思決定過程から排除され、力を奪われ、無力化 (disempowerment) されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気付き、その批判的意識を行動に転換するために、意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自ら力をつける (self-empowerment) 道を開くこと。
か	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。
	国連婦人開発基金 (UNIFEM)	開発途上国の女性の自立支援を目的とし、女性のエンパワーメントとジェンダー平等を育てる革新的プログラムや戦略に、資金・技術支援を提供する国連機関。
	国際婦人年	1975年を「国際婦人年」とし、世界の国々が女性の地位向上のための取組みを始めた。
	国連婦人の10年	第30回国連総会で、1976 (昭和51) 年から1985 (昭和60) 年までを「国連婦人の10年」とすることを宣言し、その目標を平等・発展・平和と定めた。
	国連婦人の地位委員会 (CSW)	1946 (昭和21) 年に国連経済社会理事会 (経社理) の機能委員会のひとつとして設置され、政治・市民・社会・教育分野における女性の地位向上に関し、経社理に勧告・報告・提案等を行う組織。
	固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

行	用語	用語の説明
さ	ジェンダー	生物学的な性別 (sex) に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。
	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)	2010年に設立された、国連加盟国がジェンダー平等の達成をめざし、国際基準を策定する支援を行う組織。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	女性が仕事で活躍することを、雇用主である企業などが推進することを義務づけた法律。
	世界女性会議	女性の地位向上を目的とし、国連主催のもとに開かれる会議。
	セクシュアル・ハラスメント (セクシャル・ハラスメント)	職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇・降格・減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。
	SOHO	Small Office Home Office の略。小さなオフィスや自宅を仕事場とする働き方、またはその仕事場、物件のこと。場所や時間にとられないワークスタイルのひとつ。
た	多文化共生社会	国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会。
	男女共同参画基本計画	政府が、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための中心的な仕組みとして、平成12年に閣議決定された。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布・施行された。
	男女共同参画推進本部	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に設置された。
	デートDV	結婚前の恋人間の暴力のこと。人前でバカにしたり、携帯電話やメールを細かくチェックして、行動を監視したりする精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。

行	用語	用語の説明
	ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。多くは、家庭という私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期に渡り繰り返し行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くある。
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)	配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。
	北京宣言及び行動綱領	第 4 回世界女性会議で採択された。行動綱領は 12 の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダ (行動計画) を記しており、(1)女性と貧困・(2)女性の教育と訓練・(3)女性と健康・(4)女性に対する暴力・(5)女性と武力闘争・(6)女性と経済・(7)権力及び意思決定における女性・(8)女性の地位向上のための制度的な仕組み・(9)女性の人権・(10)女性とメディア・(11)女性と環境・(12)女兒から構成されている。
	ポジティブ・アクション	一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。
ま	マタニティ・ハラスメント	働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めや自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味する。
や	ユニバーサルデザイン	障害や年齢、国籍などに関係なく「全ての人が使いやすいように」デザインする手法のこと。
ら	労働力率	15 歳以上の人口の内、働いている人と完全失業者の人数を 15 歳以上の人口で割った値。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事もプライベートもどちらも充実させる働き方・生き方のこと。



第5次幸手市男女共同参画プラン

発行 令和3年3月

編集 幸手市 総務部 人権推進課

〒340-0192 埼玉県幸手市東 4-6-8

TEL 0480-43-1111 (代表) FAX 0480-44-0257

